第1回 被災者支援版EEIワーキンググループ

令和８年10月

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（防災デジタル・物資支援担当）付

目次

内閣府
Cabinet Office

１．前回WGの振り返り

２．被災者支援版EEIの位置づけ

３．今回WGの議論の進め方

４．熊本地震対応も踏まえた、基本７情報の被災者支援版EEIの早期策定について

５．優先４業務の被災者支援版EEIの情報項目について

６．本事業の今後の進め方について

1. 前回WGの振り返り

本事業の概要

■ 昨年度の調査検討事業において、被災者情報等の連携に係る以下課題が明らかとなった。

① 単一市町村内でも情報連携が十分に行われておらず被災者台帳への情報集約が進んでいないこと

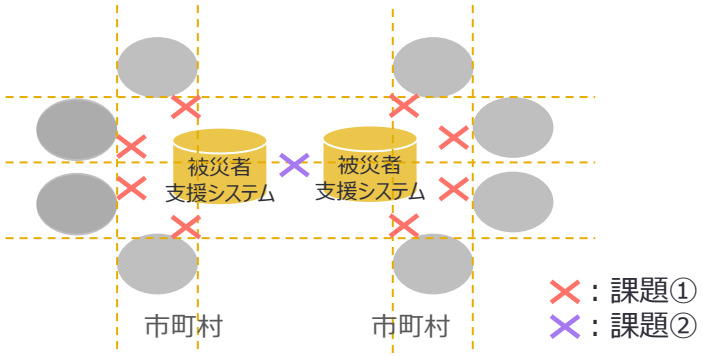
② 被災者支援に必要な情報をどのように自治体間で連携するか、法制度と仕組み（システム）の両面において、整理されていないこと

■ これらを踏まえ、課題①への対応として、被災者支援の実施にはどのような情報が必要となるのか明らかにし、その情報を単一自治体内で被災者DBとして集約する仕組みを検討し、そのうえで課題②の検討を進めることとした。

■ 本事業では、単一市町村内での被災者DBへの情報集約や自治体間連携実現を主眼として以下事項を実施。

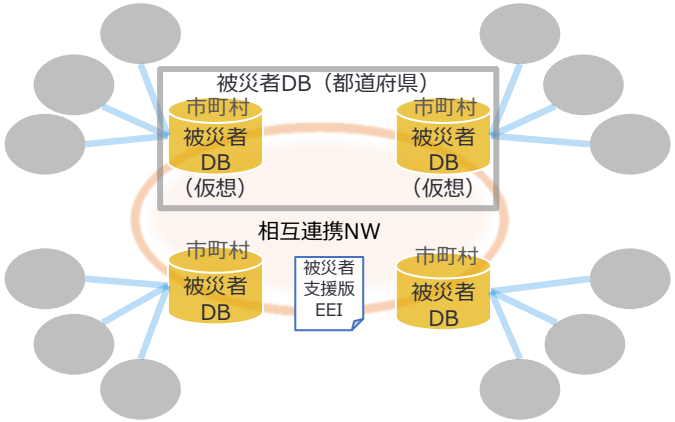
- ✓ 被災者支援業務に必要となる情報の把握と整理　→　**本WGの主題となる、被災者支援版EEIの検討**
- ✓ 情報集約・連携手段の検討
- ✓ 実現に向けた整理事項の洗い出し

現状



組織、情報が分断し連携不可

目指すべき将来像（イメージ）



データベース（DB）等により情報集約、連携

被災者支援に必要なシステム、情報等　被災者支援システム（被災者DB作成が可能なシステム）

7/30 第１回あるべき姿WGの振り返り

内閣府
Cabinet Office

【第１回あるべき姿WGの結果概要】

■ 以下方針で合意した。

- ✓ 被災者支援業務は多岐にわたるため、全体像を整理してから標準化するのではなく、優先度や実現性が高い業務を選定し、標準化を進める。
- ✓ 優先業務の選出基準を「自治体業務の効率化」「災害ケースマネジメントの視点に基づく被災者支援の充実」の観点で整理した結果として、**居所把握及び要支援情報把握、避難所の名簿管理、罹災証明書発行及び被害認定調査、生活再建給付金の支給**の４つを選出し、**これらの被災者支援版EEI（第１版）を今年度末頃に策定**することを目指す。

【第１回あるべき姿WG　委員からの主な意見】

■ 今後の進め方やEEI案の検討に向け、以下の主な意見があった。

- ✓ **今年度において、優先４業務から優先的に検討する方針に賛同。**
- ✓ 自治体側の目線では、**居所情報と併せ、ファーストスクリーニングとして最低限の要支援者情報が分かるとよい**のではないか。
- ✓ **居所把握を被災者支援全体の基盤とし**、被災者の状況変化等も踏まえ、情報の最新性を確保すべき。
- ✓ **EEIは共通化に必要な最小限の項目から整理**し、データの出所や収集方法を明確にすべき。基幹システムとの連携も見据え、情報の正確性・迅速性と現場の確認・補正負担の軽減を両立すべき。
- ✓ 単一自治体の現状業務を正解とせず、**あるべき姿を踏まえ、全体最適の観点から業務フローを検討**すべき。フェーズフリーな支援に取り組む自治体へのヒアリングも有効。
- ✓ **法制度の制約等も踏まえ、個人情報をどの範囲で提供可能かについて整理**すべき。支援後のフォローや追加業務への拡張を見据え、現場の意見を踏まえて段階的に取組を広げるべき。

被災者支援業務DXの将来像検討における全体像

内閣府 Cabinet Office

前回資料再掲

- 自治体における組織内外の情報連携実現においては、取り扱い情報の標準化と、仕組み・システム導入されやすい環境を整備することが極めて重要であり、被災者支援版EEIを各自治体に実際に利用いただけるように検討と合意形成を進める。
- このため、**今年度においては、多岐に渡る被災者支援業務のうち、特にEEI案作成、導入の優先度や実現性が高い業務を選定しEEI案作成までを一気通貫で実施**する。
  （来年度以降において、他業務のEEI案作成や利用システム（被災者DB）の詳細要件を整理予定。）

標準化と情報連携実現までのToDo	R8（今年度）	R9以降
①自治体等における被災者支援業務と利活用情報の分析、整理	優先業務 → その他業務	
②取り扱い情報の標準化に係る課題整理、DX将来像具体化		
③被災者支援版EEI案作成		
④被災者DBの要件整理、詳細化	（概要整理）	（その他業務も含めた要件の精査、詳細化）
⑤被災者DBの実装、運用に係る施策、自治体導入に係る支援策実行等		

被災者支援業務の全体像の整理（主要業務の分類）

内閣府 Cabinet Office

前回資料再掲

■ 被災者支援版EEIまで作成する優先業務の対象を選定するにあたり、まずは被災者支援業務の全体像の整理が必要である。自治体の各業務が被災者一人ひとりへのどのような支援につながっているのかについて、下図のとおり災害ケースマネジメントの観点で主要業務を一覧化した。（①～⑦）

【被災者の主な行動】※被災者の主な行動を軸に、被災者支援業務の①～⑦が随時連携して支援

凡例 ⟶ 住民行動の流れ ⇢ 業務の流れ

A 発災・身の安全確保



・揺れから身を守る
・火の始末
・家族・知人の安否確認

B 情報収集



・テレビ・ラジオ・防災無線
・市区町村の情報
・SNS、Web　等

C 避難・一時的な行先へ



・安全な場所への移動
・避難場所への移動
・在宅避難の判断

D 受付・支援の申請



・避難所や窓口で受付
・必要な支援の申請
・各種手続きの開始

E 生活の確保・環境の整備



・食事・物資の確保
・衛生・健康の管理
・子供・要配慮者の支援

F 生活・生業の再建に向けた手続き



・罹災証明書の申請
・各種支援制度の申請
・仕事や学校の再開準備

G 住まいの再建へ



・仮設住宅・みなし仮設へ入居
・住まいの修理・再建
・恒久的な住まいの確保

H 生活の安定・日常の回復へ



・健康・つながり・地域での生活を取り戻す

【被災者支援業務の全体像】

❶ 居所把握



❶-1
避難行動要支援者に対する現地確認による居所把握
❶-2
相談窓口・他自治体等からの連絡受信による被災者の居所把握
❶-3
避難所（指定避難所、指定外避難所）にいる被災者の居所把握

❷ 避難所管理



❷-1 避難所生活環境の整備
❷-2 避難所の開設・運営
❷-3 二次避難（広域避難）等の調整・実施

❸ 住居確保・住宅再建支援

❸-1 応急仮設住宅・災害公営住宅の建設・提供、住宅応急修理
❸-2 罹災証明書の申請・発行、被害認定調査



❼ 物資支援

❼-1 備蓄物資対応（市区町村が備蓄を供給）
❼-2 公的支援物資対応（プッシュ型→プル型）
❼-3 応援・義援物資対応（民間企業・非被災住民等からの善意による支援）



❻ 住家がれき・遺品等の対応支援

❻-1 住家がれき対応
❻-2 遺留品等の対応支援



❺ 保健医療福祉サービス



❺-1 医療支援活動（健康悪化者・入院/在宅患者の治療）
❺-2 介護福祉支援活動（訪問通所介護、施設居住介護）
❺-3 予防活動（介護予防、口腔・栄養食生活・身体的ケア等）
❺-4 精神・心のケア

❹ 生活・生業等の再建支援

❹-1 各種生活再建支援（給付・減免・貸付等）
❹-2 生業再建・産業復興支援
❹-3 学校教育再開に向けた対応



優先４業務の選定の考え方

内閣府 Cabinet Office

前回資料再掲

■ 被災者支援業務は多岐に渡るため、全ての業務について並行して議論を進めるのではなく、一部の業務だけでもなるべく早くDXにより効率化することを目指し、優先的に取り組む業務を４つ選定した。

■ 選定にあたっては、全国の自治体で業務の手続きや主要な取り扱い情報の標準化が図られやすいことに加え、“自治体業務の効率化・迅速化”と“伴走的支援を主とした被災者支援の充実”に資することを重視した。

被災者支援の充実	ケースマネジメント実現に必須となる被災者一人ひとりの追跡性確保	**＜選出した優先業務＞** **ア：居所把握および要支援情報把握※１（避難所の入退室管理含む）**
	被災者の置かれた個別事情を踏まえた伴走的支援	今年度は具体支援の根幹となる居所把握を優先し、具体の伴走的支援業務に係る分析は次年度以降
自治体業務の効率化、迅速化	異なる被災者支援業務間での被災者情報連携による、不要な間接業務（二重入力、再確認等）の削減	**イ：避難所の名簿管理　※２** **ウ：罹災証明書発行及び被害認定調査※２** **エ：生活再建給付金の支給　※２**
	防災担当職員が十分でない中小自治体における業務効率の向上	
	市町村内および市町村⇔他市町村、外部機関の連携迅速化	

※１ 追跡性確保のなかでも、居所把握は他の組織との連携や広域避難者支援においても必須となるものであり、有用と思料

※２ 全国自治体において、ある程度手続きが画一的であり、早期標準化実現の可能性が高いものを選出

「申請を待たずに、必要な支援が届く社会へ」
～デジタルで実現するプッシュ型被災者支援の将来像～

内閣府 Cabinet Office

取得した情報が、後のフェーズの被災者支援に活かされる

平時 / 発災 | 初動期 72時間程度 | 応急対応期 3～7日程度 | 復旧・復興期 7日～



平時に取得済の情報や、通行できる道路情報（SOBO-WEBと連携）等を踏まえ、被災者のニーズに合った避難所をプッシュ型でレコメンド



【平時】
被災者支援に資する情報の提供（要支援情報、服薬情報等）

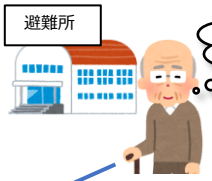






B-PLoとも連携しながら、被災者属性等も踏まえ、必要な物資をプッシュ型で支給

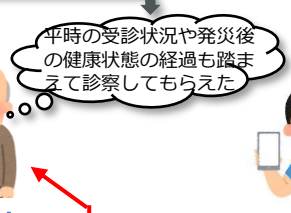
アプリを通じて、被災者支援に資する情報（居所、安否、けがの有無、必要な物資等）を登録



避難所受付



被災者の居所情報等を登録



医療サービスをプッシュ型で提供

福祉情報等を踏まえ、健康状態をヒアリング





情報共有





罹災証明書をプッシュ型で発行



被災画像（SOBO-WEBと連携）等を踏まえ、被災者からの申請を待たずに被害認定調査・罹災証明書発行手続き



給付金をプッシュ型で自動振込



罹災証明書の内容を踏まえ、被災者からの申請を待たずに給付金手続き

一人ひとりに必要な支援を届けるための情報連携の仕組み

※被災者支援版EEIに基づき標準化された、被災者支援に必要なデータを「被災者データベース」として集約

B-PLo

支援物資の調達・輸送・管理状況を連携

SOBO-WEB



衛星画像、道路情報等、非パーソナル情報を連携

発災直後、被災者支援に資する情報を集約

住基

福祉

税

医療情報PF

2. 被災者支援版EEIの位置づけ

被災者支援に係る情報共有の意義・効果

内閣府 Cabinet Office

前回資料再掲

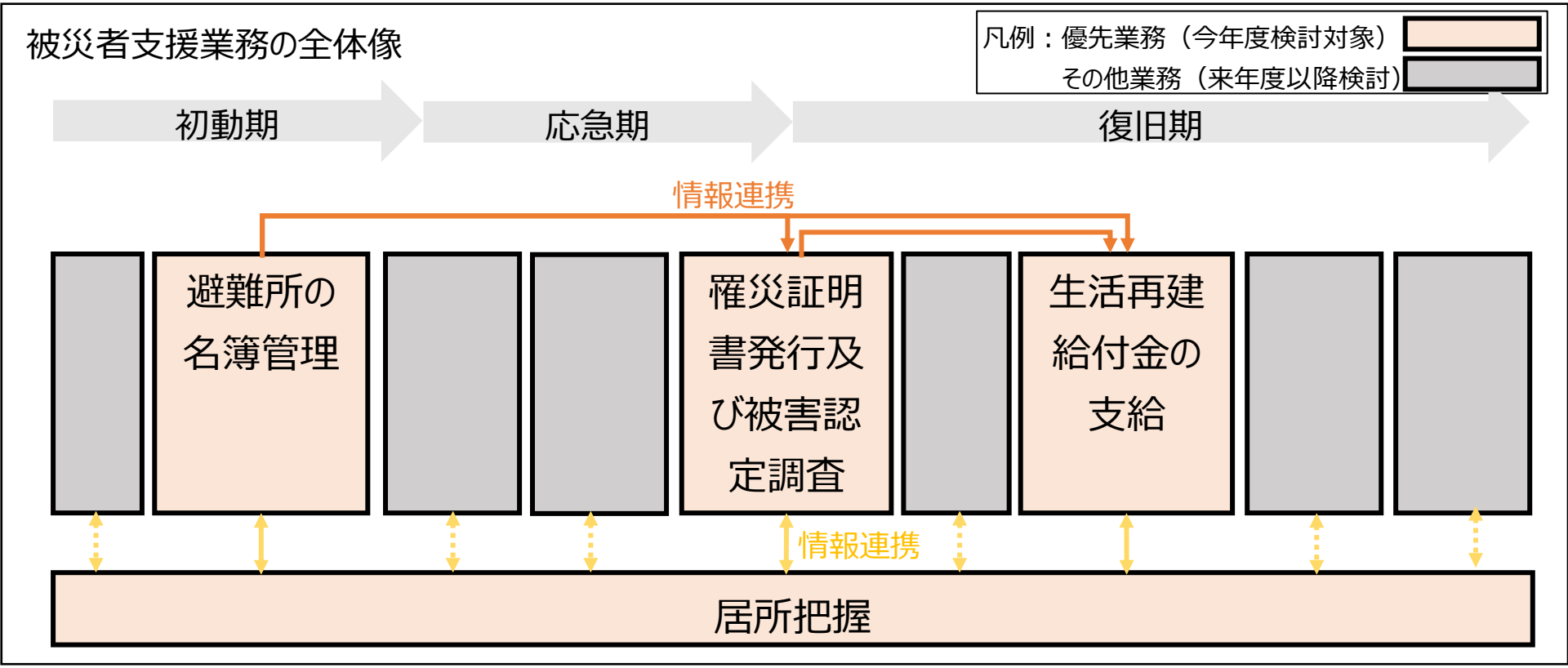
目的	情報共有のケース	情報共有の効果	適時適切な情報共有実現に向けた検討のポイント
単一市町村内でのモレ・ムラのない被災者支援	単一市町村内における情報集約：以下をはじめとした被災者情報の集約および部署間での連携 • 平時から保有する、住民基本台帳システム等の情報 • 発災時に収集する、防災アプリで扱う居所情報等の情報	各部署の職員が一か所に情報集約された被災者DBを参照することで、**異なる被災者支援業務間での被災者情報連携による業務効率化や支援漏れ防止につなげる** 被災者一人ひとりの状況把握により、被災者の置かれた個別事情を踏まえた**伴走的支援が可能**	• スムーズな情報集約のため、下記のプロセスで**被災者情報項目の標準化を行う（被災者支援版EEI案の作成）** ➢ 単一市町村の被災者支援業務を整理し、全国共通の業務フローを特定 ➢ ある被災者支援業務で取り扱う被災者情報を、どのように他の被災者支援業務で活用できるか、業務間の関係性を整理 ➢ 上記の業務フローから、業務実施に必須な被災者情報を特定 • 平時含む部署間の情報連携可否を法制度面から整理 • **個人/世帯ごとの情報追跡の在り方検討**
広域避難者を含む被災者支援	組織を超えた情報連携：医療機関等との被災者情報連携	医療機関等が、市町村が把握している被災者情報を連携されることで、被災者に対し抜け漏れのない医療支援等を提供可能	• 外部組織との連携が発生する業務の特定と、当該業務での被災者支援版EEIの拡充
	組織を超えた情報連携：自治体業務を支援する民間団体（NPO等）との被災者情報連携	民間組織と市町村が、被災者情報を相互連携することで、民間組織等による市町村の被災者支援業務の支援・代行が可能	
	他自治体との情報連携：都道府県との被災者情報連携	都道府県と市町村が、被災者情報を相互連携することで、都道府県による市町村の被災者支援業務の支援・代行が可能	
	他自治体との情報連携：他市町村との被災者情報連携	市町村をまたぐ広域避難者の情報を連携することで、被災者の居所によらず必要な支援を提供可能	

異なる被災者支援業務間での情報連携の有効性について

内閣府 Cabinet Office

自治体ヒアリングの結果、優先４業務間でも、後続業務に被災者情報を連携することで、効率的な被災者支援が可能になることが改めて示唆された。（以下、自治体意見）

- 避難所入所時に取得した情報を、福祉部局に連携し、保健師によるヒアリングなどに活用する。
- 現状、避難所入所者と被災者は別物として管理されているが、セットで管理できるとよい。
- 罹災証明書の申請時に現在の居所を把握できることもある。
- 生活再建給付金申請に罹災証明書・住民票等が必要だが、住民基本台帳等との照合の手間を省けるとよい。
- 生活再建給付金の支給において、未申請者への接触に居所情報・避難所在所情報があると有用。

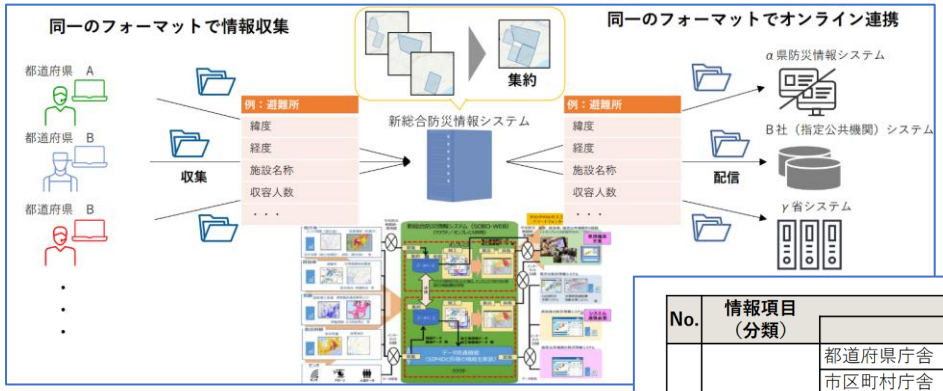


先行事例：新総合防災情報システム（SOBO-WEB）
災害対応基本共有情報（EEI）について

内閣府 Cabinet Office

- SOBO-WEBでは**災害対応基本共有情報（EEI）**として、国、地方公共団体、指定公共機関等の災害対応機関が共有すべき特に重要な災害情報を、情報項目として25の分類（カテゴリ）と94の細分（サブカテゴリ）に整理し、令和5年度に第1版として策定。
- 令和7年度、分類を１つ増やして26、細分を５つ増やして99とした上で、第1版では定められていなかった、具体的な情報の内容である約1,300の「データ属性」を整理し、EEIの第1.1版として策定
- 被災者支援版EEIも第1.1版をベースに、その考え方を踏襲しつつ、**情報項目、データ属性及びデータフォーマットを被災者支援業務ごとに整理**する。

災害対応基本共有情報（EEI）のイメージ



○ データ属性の整理は、実用性も勘案し、2つの区分で実施
基本共有データ属性：多くの災害対応機関での統一的な情報共有のため、新総合防災情報システムへの**基本的な情報収集、配信対象とするデータ属性。**
データ連携に当たっては、必須の連携データ項目とする。
（※発災状況等に応じて、実データ入力等の遅れ・空欄等は許容）

特定データ属性：データ連携時の必須のデータ項目とはしないが、地域事情や災害状況等に応じて新総合防災情報システムとデータ連携を**推奨**する項目。
○ データ属性について、既存の複数の関連システム等での**表記揺れも整理。**

No.	情報項目（分類）	（細分）
18	重要施設	都道府県庁舎
		市区町村庁舎
		警察施設
		消防本部
		その他（原子力施設）
		その他（保育所）
19	廃棄物	災害廃棄物仮置場
20	要配慮者施設	介護施設・事業所等
		障害者支援施設等
		児童福祉施設等
21	避難所等	避難所
		避難所開設情報（都道府県別集計）
		避難場所
		一時滞在施設

データ属性（以下、避難所より一部抜粋）	
全国共通避難所・避難場所ID	基本共有データ属性
緯度	
経度	
施設名	
想定収容人数	
想定避難者数（通常時）	特定データ属性
想定避難者数（最大時）	
施設面積	
トイレの有無	
使用可能な女性トイレの数	
使用可能な男性トイレの数	
飲料水の状況	
・・・	

基本共有データ属性
・連携時必須の項目
・データは空欄も可

特定データ属性
・連携時推奨の項目
・連携する場合は準拠
・データは空欄も可

参考：新総合防災情報システム（SOBO-WEB）
災害対応基本共有情報（EEI）の情報項目について

内閣府 Cabinet Office

○ 関連システムのデータ仕様書などの資料、令和6年能登半島地震等でのデータ集約の実態（避難所関連など）を調査・整理。
○ また、全国各都道府県で手動を含めて収集されていると想定される情報項目のデータ属性をアンケート調査により網羅的に収集整理したほか、特定の機関から提供される情報項目については、関係機関等にヒアリングにより確認。
調査結果から情報項目ごとに共有を目指すデータ属性案を整理した後、新総合防災情報システムの利用者への照会を経て、とりまとめを行った。
○整理したデータ属性を基に、各データ属性に係るデータフォーマットの検討を進めている。
特に「避難所情報」は、発災直後の初動期から復旧・復興期に至るまで継続的に活用される情報であり、避難所環境の改善や物資支援等にも密接に関連することから、優先的に取り組んでいる。

EEI第1.1版　一覧

No.	情報項目（分類）	（細分）
01	被害推計（※）	地震建物被害推計（市区町村毎）
		地震建物被害推計（都道府県毎）
		地震人的被害推計（市区町村毎）
		地震人的被害推計（都道府県毎）
		地震自力脱出困難者数推計（都道府県毎）
		津波建物被害推計（市区町村毎）
		津波人的被害推計（市区町村毎）
		プッシュ型支援物資必要量推計（都道府県毎）
02	被害	建物被害（市区町村毎）
		建物被害（都道府県別集計）
		人的被害（市区町村毎）
		人的被害（都道府県別集計）
03	災害発生箇所	土砂災害発生場所（場所毎）
		河川氾濫発生箇所（箇所毎）
		災害発生場所（場所毎）
		被害範囲（領域）
04	孤立集落	孤立集落（集落毎）
05	道路関連	緊急輸送ルート
		緊急輸送道路
		通行止め情報（規制情報）
		災対法第76条の6に基づく区間指定
		緊急交通路の指定
		渋滞情報
		通行実績
06	鉄道関連	鉄道被害・運行情報

No.	情報項目（分類）	（細分）
07	港湾関連	広域応援部隊進出のために民間フェリーの利用を想定する区間
		港湾・施設等被害
08	航空関連	航空搬送拠点
		空港被害・運行情報
		ヘリポート
09	活動拠点	広域進出拠点
		進出拠点
		DMAT陸路参集拠点
		DMAT空路参集拠点
		航空機用救助活動拠点
		活動拠点
		基幹的広域防災拠点
		広域防災拠点
10	医療	災害拠点病院等
		航空搬送拠点【再掲】
11	物資	広域物資輸送拠点
		地域内輸送拠点
		支援物資輸送量情報
12	水道	断水情報（市区町村毎）
13	燃料	製油所・油槽所
		中核給油所
		航空機用救助活動拠点（候補地）に存する給油施設
		重要施設（燃料供給）
		住民拠点サービスステーション

No.	情報項目（分類）	（細分）
14	電力	停電情報（市区町村毎）
		停電情報（領域）
		重要施設（電力供給）
15	ガス	都市ガス供給支障（領域毎）
		重要施設（都市ガス供給）
16	通信	通信支障（市区町村毎）
		通信支障（領域毎）
		重要施設（通信確保）
17	対策本部	政府現地対策本部
		都道府県災害対策本部
		市区町村災害対策本部
		政府原子力災害現地対策本部
18	重要施設	都道府県庁舎
		市区町村庁舎
		警察施設
		消防本部
		その他（原子力施設）
		その他（保育所）
19	廃棄物	災害廃棄物仮置場
20	要配慮者施設	介護施設・事業所等
		障害者支援施設等
		児童福祉施設等
21	避難所等	避難所
		避難所開設情報（都道府県別集計）
		避難場所
		一時滞在施設

No.	情報項目（分類）	（細分）
22	避難指示等	避難指示等（発令毎）
		避難指示等（都道府県別集計）
		警戒区域（発令毎）
23	関係法律等	災害救助法適用市区町村
		被災者生活再建支援法適用市区町村
		激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律適用地方自治体
		特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律適用地区
		総合法律支援法に基づく災害特例適用地区
24	被災状況動画像	衛星画像
		航空写真
		ドローン動画像等
		固定系カメラ画像
25	気象・地震・水位等情報	気象情報
		津波情報
		地震情報
		火山情報
		河川水位および危険度情報
		ダム水位および危険度情報
		ため池水位および危険度情報
		放射線モニタリングポスト情報
26	基盤地図	電子国土基本図（地図情報）
		電子国土基本図（オルソ画像）
		電子国土基本図（地名情報）
		デジタル標高地形図
		防災地理情報等

被災者支援版EEIの情報項目の分類について

内閣府 Cabinet Office

各業務の実施にあたって必要となる情報は、その業務内で取得（被災者から申請書等を受け取る、現地調査等の結果を踏まえて新たに生成）するもののほか、平時から整理しておく情報や、前段となる業務から引き継ぐ情報がある。これらを以下４つに分類し、EEI案の各情報項目と対応させた。

各業務のEEIとして必須

i 本人特定情報
：業務内で後続のタスクに情報を引き継ぐためにキーとなる情報

ii 業務内で利活用する情報（他業務へ連携無し）
：当該被災者支援業務の実施に最低限必要な情報かつ、業務内のみで利用する情報

iii 業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り）
：当該被災者支援業務の実施に最低限必要な情報かつ、後続の別業務に引継ぎ・活用できる情報

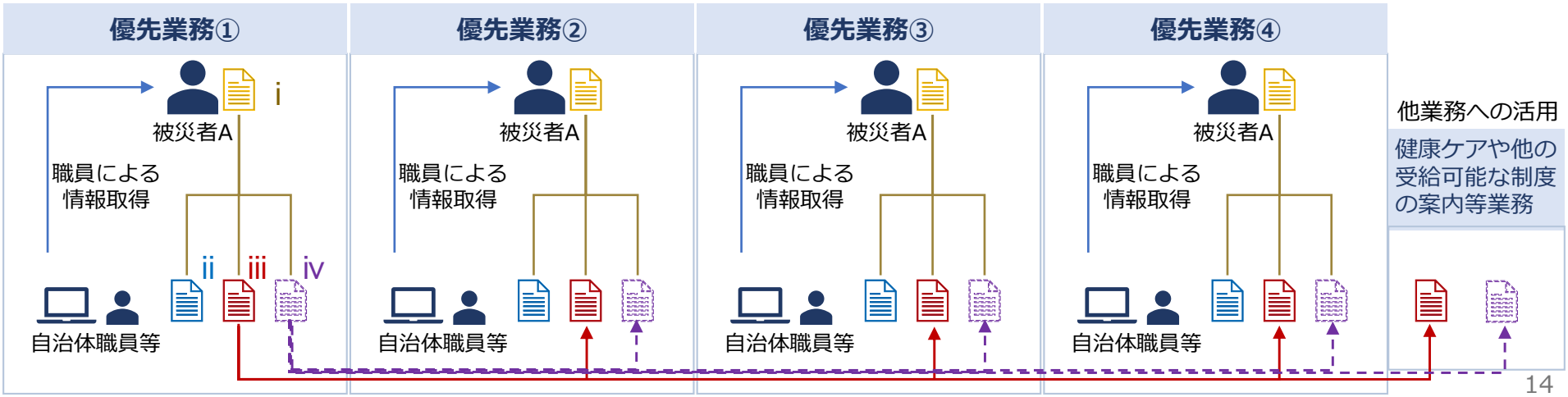
各業務のEEIとして推奨

iv 他業務で利活用するために取得推奨である情報
：当該被災者支援業務の実施に必ずしも必要ではないが、後続の別業務への引継ぎ・活用の観点から、取得が推奨される情報

→ヒアリング等の活動を踏まえ、今年度、それぞれの情報を以下の方針で整理する。

i やii は、考えられる必要最低限の情報について抜けもれがないことを確認し、EEI案として整理。

iiiやivは、優先業務以外も含む他業務への活用が可能な情報をEEI案として整理。今後、EEI拡充の際に精査・拡張を実施する。



3. 今回WGの議論の進め方

本日のEEIWGの議論の進め方

内閣府 Cabinet Office

基本７情報の早期EEI化について

- 被災者支援業務の種類に関わらず、**被災者支援をアウトリーチで行うために必要不可欠な７情報（基本４情報、居所、連絡先、タイムスタンプ）の迅速なEEI化を目指して詳細なデータフォーマットまで議論**
- 先般の熊本地震対応も踏まえ、避難所管理アプリへのEEI早期反映も視野に、上記７情報以外にも早期にEEI化することが適当な情報項目がないか議論（※この点は、後のパートも含めて議論）

優先４業務のEEIの対象とする情報項目について

- 「**避難所の名簿管理**」、「**罹災証明書発行及び被害認定調査**」、「**被災者生活再建支援金の支給**」
  - 業務フローや自治体ヒアリングの結果等も踏まえつつ、**各被災者支援業務について、どのような情報項目をEEIの対象とすべきか**議論
    （※本日時点では情報項目に絞った議論を行い、この結果を踏まえ、次回EEIWGでデータフォーマットについて議論する想定）
- 「**居所把握及び要支援情報把握**」および**当該検討を踏まえた「避難所の名簿管理」**
  - 自治体において、現時点で、被災者の居所・要支援情報を網羅的に把握する業務が確立されていないことを踏まえ、**「被災者支援DXの将来像実現を念頭に置きつつ、当面の間、どのような形で、どのような粒度で情報を収集することが想定されるか」という観点から議論**

【本日のEEIWGでの議論の対象】

議論対象	基本７情報	優先４業務の被災者支援版EEI案（基本７情報以外）
情報項目	○	○
データフォーマット	○	×（今回の議論対象外）

※本日のWGでは、EEI策定にあたっての考え方や、EEI案の項目に大きな過不足がないか等、全体的な議論を行い、個別項目の詳細については、本日のWG後も継続して関係者と議論する想定

４．熊本地震対応も踏まえた、基本７情報の被災者支援版EEIの早期策定について

熊本地震対応における取組

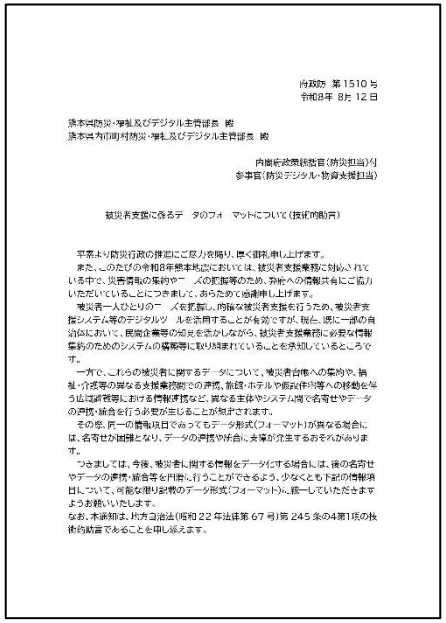
内閣府 Cabinet Office

- 令和8年熊本地震における被災者支援業務DXの実態に鑑み、二度にわたり内閣府より「技術的助言」として熊本県下自治体へ通知文を発出。
- **本地震に限った運用**ではあるものの、どの被災者支援業務においても重要になる情報７項目についてのフォーマットを示したことで、**被災者支援版EEIを自治体へ提示する初めての試み**となった。

第1版（2026/08/12）

・地震後、既に一部の自治体において、的確な被災者支援を行うため、**民間企業等の知見を活かし、システムの構築に取り組まれていた。**

・一方で、今後情報を被災者台帳に集約したり、異なる支援業務間での連携、広域避難を伴う連携などを行うにあたり、**異なる主体やシステム間で名寄せやデータ連携を行う必要性が生じる**。



内政防 第1510号
令和8年 8月 12日

熊本県防災・消防及びデジタル主管部長 殿
熊本県内市町村防災・消防及びデジタル主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（防災デジタル・協働支援担当）

被災者支援に係るデータのフォーマットについて（技術的助言）

平素より防災行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、このたびの令和8年熊本地震においては、被災者支援業務に対応されている中で、災害情報の集約や一人の把握等のため、非常への情報共有にご協力いただいていることにつきまして、あらためて感謝申し上げます。
被災者一人ひとりの一人を把握し、的確な被災者支援を行うため、被災者支援システム等のデジタルツールを活用することが有効ですが、現在、現に一部の自治体において、民間企業等の知見を活かしながら、被災者支援業務に必要な情報集約のためのシステムの構築等に取り組まれていることを承知しているところです。
一方で、これらの被災者に関するデータについて、被災者台帳への集約や、納税・介護等の異なる支援業務間での連携、旅館・ホテルや親戚仲介等への移動を伴う広域避難における情報連携など、異なる主体やシステム間で名寄せやデータの連携・統合を行う必要が生じることが想定されます。
その際、同一の情報項目であってもデータ形式（フォーマット）が異なる場合には、名寄せが困難となり、データの連携や統合に、支障が生じるおそれがあります。
つきましては、今後、被災者に関する情報をデータ化する場合には、後の名寄せやデータの連携・統合等を円滑に行うことができるよう、少なくとも下記の情報項目について、可能な限り同一のデータ形式（フォーマット）に統一していただきますようお願いいたします。
なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の技術的助言であることを申し添えます。

・このような状況を鑑み、内閣府として、後の名寄せやデータ連携が円滑に実施できるよう、**下記４項目についてフォーマットを定め、可能な限り統一いただくよう通知した**。

①氏名カナ　②郵便番号　③性別　④生年月日

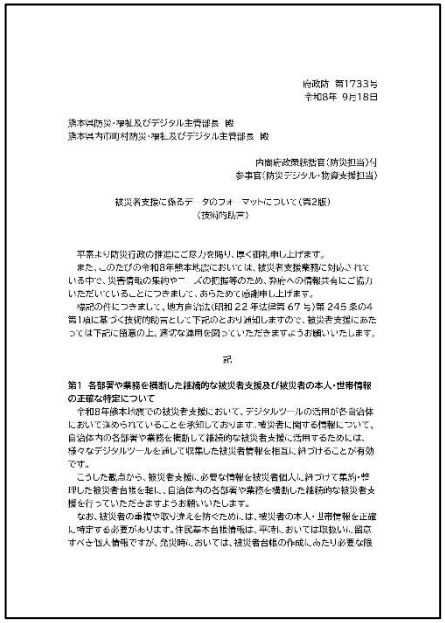
第2版（2026/09/18）

被災者の生活再建フェーズを迎えるにあたり、追加で以下の２点について通知した。

(1)被災者の本人・世帯情報の正確な特定

・被災者支援においては、被災者情報を集約・整理した**被災者台帳を軸に、部署や業務を横断した継続的な被災者支援を行う**ことが重要である。

・被災者の重複や取り違えを防ぐため、**住民基本台帳の情報等を利用し、被災者の本人・世帯情報を正確に特定する**必要がある。



内政防 第1733号
令和8年 9月18日

熊本県防災・消防及びデジタル主管部長 殿
熊本県内市町村防災・消防及びデジタル主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（防災デジタル・協働支援担当）

被災者支援に係るデータのフォーマットについて（第2版）
（技術的助言）

平素より防災行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、このたびの令和8年熊本地震においては、被災者支援業務に対応されている中で、災害情報の集約や一人の把握等のため、非常への情報共有にご協力いただいていることにつきまして、あらためて感謝申し上げます。
追記の件につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として下記のとおり通知しますので、被災者支援にあたっては下記に留意の上、適切な運用を図っていただきますようお願いいたします。

記

第1 各部署や業務を横断した継続的な被災者支援及び被災者の本人・世帯情報の正確な特定について
令和8年熊本地震での被災者支援において、デジタルツールの活用が各自治体において進められていることを承知しております。被災者に関する情報について、自治体内の各部署や業務を横断して継続的な被災者支援に活用するためには、様々なデジタルツールを通じて収集した被災者情報を相互に紐づけることが有効です。
こうした観点から、被災者支援に必要な情報を被災者個人に紐づけて集約・整理した被災者台帳を基に、自治体内の各部署や業務を横断した継続的な被災者支援を行っていただきますようお願いいたします。
なお、被災者の重複や取り違えを防ぐためには、被災者の本人・世帯情報を正確に特定する必要があります。住民基本台帳情報は、平時においては取扱いに個人すべき個人情報ですが、発災時においては、被災者台帳の作成に、みたり必要な限

(2)被災者個人に紐づけて保持・更新される情報項目のフォーマットの統一

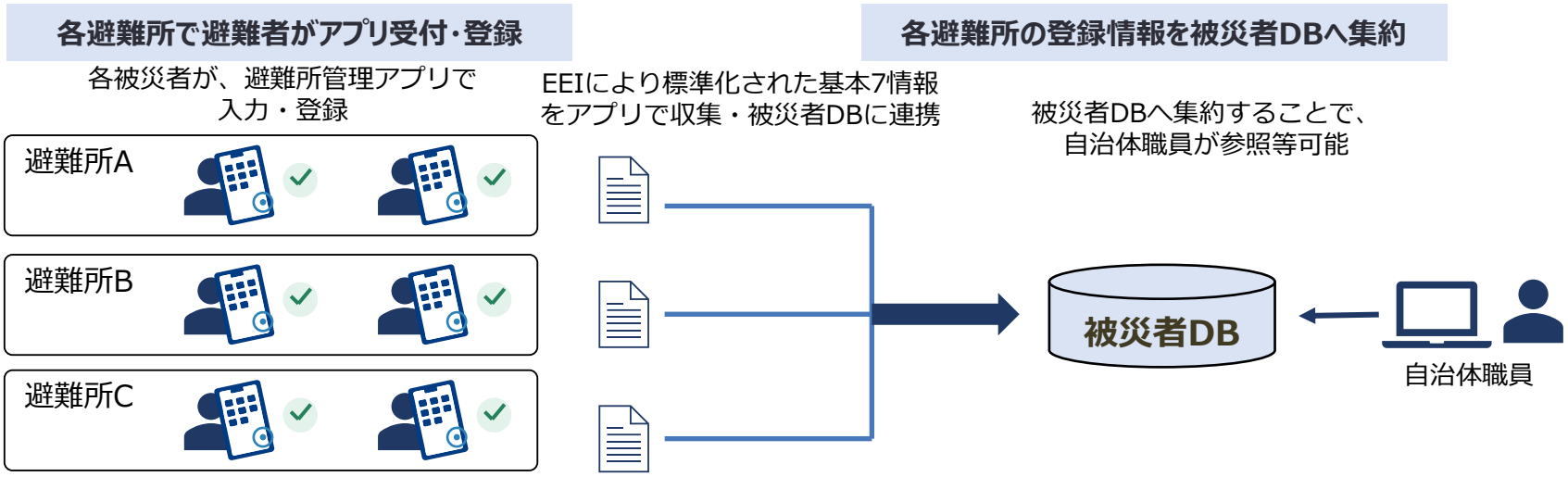
・被災者の生活再建のフェーズを迎え、ニーズに応じた的確な支援がより一層求められるため、**被災者個人に紐づけて保持・更新されることが想定される３項目について、追加でフォーマットを定めた**。

⑤居所情報　⑥連絡先情報　⑦タイムスタンプ情報

基本７情報の早期EEI化及び避難所管理アプリへの早期反映の方針案について

内閣府 Cabinet Office

- 前のページのとおり、**基本７情報**は、**名寄せ**の観点、**被災者へのアウトリーチのために確実に必須**となるという観点から、早期のうちに共通的な情報項目・データフォーマットで運用することが、様々な支援主体間での情報の連携・集約のために特に効果的な情報群であると考えられる。そのため、これらの**７情報については、今年度末を待たずに早期に被災者支援版EEIを決定することがよいのではないか**。
- 特に、災害ケースマネジメントの観点からは、**被災者の居所把握（及び連絡先の把握）が重要**であり、その有力なタッチポイントとして現時点では避難所等が想定される一方、熊本地震等においては、避難所管理が紙ベースで行われている自治体が多く、避難所管理アプリ等のシステムが活用されることが少なかった点が課題であった。
- **被災者の居所把握（及び連絡先の把握）を行い、その情報を支援主体間で連携・集約できる環境を整える第一歩として、まずは避難所管理アプリに、基本７情報の被災者支援版EEIを早期に反映することがよいのではないか。**（デジタル庁のモデル仕様書への反映も視野に検討。）



被災者支援に不可欠な基本７情報の被災者支援版EEI（案）

内閣府 Cabinet Office

	情報項目			データフォーマット	データ例
基本４情報	① 氏名	姓	漢字	全角漢字	田中
			カナ	全角カナ	タナカ
		名	漢字	全角漢字	太郎
			カナ	全角カナ	タロウ
	② 性別			男性／女性／その他	男性
	③ 住所	郵便番号		ハイフンなし７桁半角数字	1070052
		住所	都道府県	都道府県名（全角漢字）	東京都
			市区郡町村名	市区郡町村名（全角漢字、全角ひらがな、全角カタカナ）	千代田区
			町字	町名、字名（全角漢字、全角ひらがな、全角カタカナ）	永田町
			番地号以降	番地号（半角アラビア数字及びハイフン形式　「番・号」は使用しない。（例：1-2-5）） ＋番地号枝番（記載は番地号と同様） ＋△（半角スペース） ＋方書（建物名・部屋番号等番地以降の情報。漢字、ひらがな、カタカナ（以上全て全角）、半角アラビア数字のみ使用可能。）	1-6-1 中央合同庁舎8号館
	④ 生年月日			西暦、半角数字によるYYYYMMDD形式	19801201
その他被災者支援に不可欠な情報	⑤ 居所	居所区分		【後ほど、居所把握業務のパートで議論】	自宅
		現在の住所		③住所　と同じ	（略）
	⑥ 本人の連絡先	電話番号		ハイフンなし半角数字	09012345678
		メールアドレス		半角英数字記号による電子メールアドレス形式	sample123!@example.jp
		LINE ID		LINE利用者識別子（半角英数字及び記号）	line_user_123
	⑦ ⑤⑥のタイムスタンプ			西暦、半角数字によるYYYYMMDD形式	20260916

被災者支援に不可欠な基本７情報を含む一部項目の早期EEI化に係る論点

内閣府 Cabinet Office

【全体について】

以下の方針について、ご意見いただきたい。

- 基本７情報について、今年度末を待たずに早期に被災者支援版EEIとして確定させる点。
- 被災者の居所や連絡先を取得できる有力なタッチポイントである避難所を捉え、避難所管理アプリ等に基本７情報の被災者支援版EEIを早期に反映する方向で進める点。

基本７情報以外にも先行的に被災者支援版EEIとして決定することが適当な項目がないか。（この後の優先４業務に係る被災者支援版EEIの議論のなかでも、この点を意識しながら議論いただきたい。）

（参考：個別論点案）

【氏名】

- 住民基本台帳等にならって、姓と名でカラムを分けることで、名寄せ・突合しやすい形にすることが適当ではないか。
- 旧姓使用をしている被災者の場合、被災者が各タッチポイントで旧姓・新姓のどちらを使っているかわからないので、旧姓・新姓の両方をEEIの対象とすべきか。

【性別】

- 住民基本台帳においては、男性・女性以外の区分は「不明」とされているが、様々な方に対応しやすいように「その他」としてはどうか。

【住所】

- 住民基本台帳等にならって、都道府県、市区郡町村名等の粒度でカラムを分けることで、名寄せ・突合しやすい形にすることが適当ではないか。

【生年月日・タイムスタンプ】

- Excelでの管理等も視野に入れ、「/」や「-」などを入れずに８桁の数字として扱うことがよいのではないか。

【連絡先】

- 熊本通知文では、本人への連絡のつきやすさの観点等から電話番号のフォーマットを示したが、あわせて、メールアドレスやLINE IDもフォーマット化してはどうか。

【タイムスタンプ】

- 必要最低限のタイムスタンプ情報は日付まで（時刻は含まない）と整理してはどうか。
- タイムスタンプとして取得する日付は、データが入力された日と、被災者が実際にその居所に移動した日の２種類が考えられるがどちらを採用すべきか。本質的には後者が望ましいが、実態としては前者とするのが運用上現実的ではないか。

5. 優先４業務の被災者支援版EEIの情報項目について

今回の議論の進め方

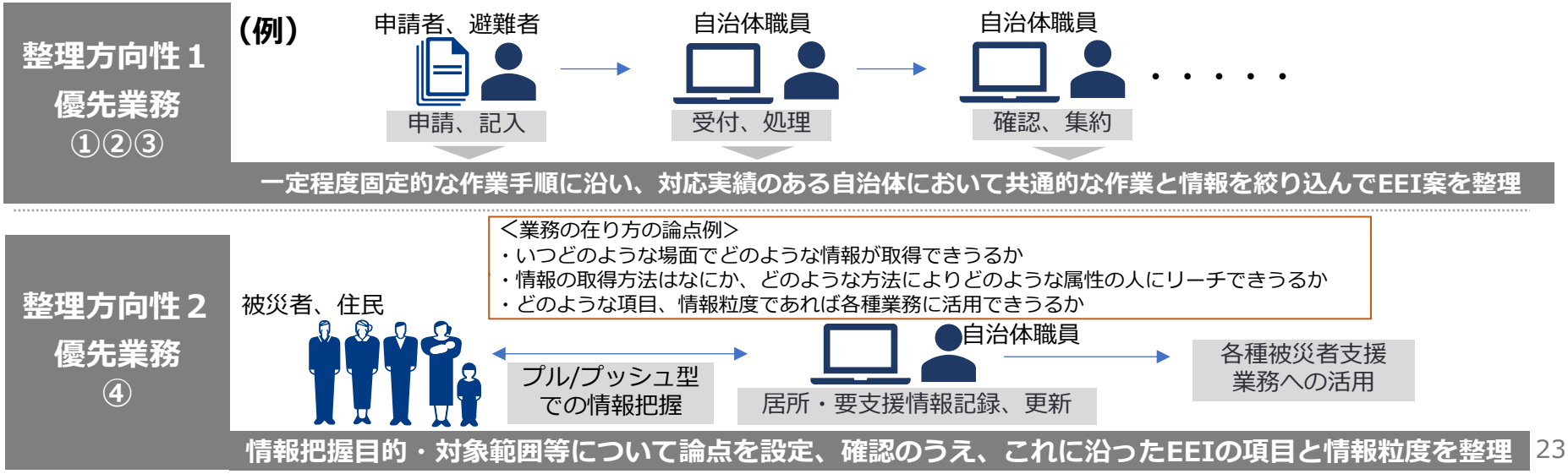
内閣府 Cabinet Office

- 第1回あるべき姿WG（7/30）において、以下の４種類の優先業務について、今年度目処で被災者支援版EEI（第1版）策定を目指す方向で合意。
  - ① 罹災証明書発行及び被害認定調査
  - ② 被災者生活再建支援金の支給
  - ③ 避難所の名簿管理
  - ④ 居所把握及び要支援情報把握※

【整理方向性１】
：優先業務①②③については、自治体において一定の対応実績があることから、自治体ヒアリング等により把握した各業務実態等を踏まえ、多くの自治体が共通的に実施している必要最小限のタスクに絞って、そこで取り扱われる情報項目をEEI案として整理した。

【整理方向性２】
：優先業務のうち④については、自治体において居所把握・要支援情報把握の業務の在り方が必ずしも確立されていない現状も踏まえ、「被災者支援DXの将来像実現を念頭に置きつつ、当面の間、どのような形で、どのような粒度で情報を収集することが想定されるか」という観点から、議論を進めることとしたい。

※**③避難所の名簿管理は、④居所把握及び要支援情報把握と関連が深いことから、④と一体的に将来像の面についても検討**



（参考）各被災者支援業務のEEIどうしの関係性のイメージ

内閣府 Cabinet Office

【凡例】△：EEIとするか検討対象の項目（次ページ以降の各優先業務EEIの説明ページに詳細記載）
住 住まい再建支援業務等　健 健康ケア業務等　制 受給可能な制度の案内等

避難所名簿管理

- 避難者の基本４情報
- 居所・滞在状況関連
- 家族の避難情報関連（△）
- 住宅被害関連（△）

罹災証明書

- 世帯主の基本４情報
- 世帯構成員の基本４情報、連絡先等（△）
- 住宅被害関連
- 現在の住所

被災者生活再建支援金

- 申請者の基本４情報
- 世帯構成員の基本４情報、連絡先等
- 住宅被害関連

優先４業務以外の他業務

- 住 住まい再建支援業務
- 健 健康ケア業務等
- 制 受給可能な制度の案内等

罹災証明書での取得項目を給付金の必要項目に流用
（給付金業務で個別取得していた情報を自動化）

住基を元とした基本4情報を一義的に保持し各業務と名寄せする。
（居所把握EEIにおける当該項目を主キーとするのが適当か。）
避難所名簿は住基での紐付けを行わないため、突合処理が必要。

居所把握・要支援情報把握

	優先４業務以外の情報活用先
個人の基本情報	
居所情報関連	住 健 制
住宅支援関連（△）	住
生活・生業等再建支援関連（△）	制
人的被害に伴う支援関連（△）	健
保健・医療・福祉支援関連（△）	健
属性・健康情報関連（△）	健

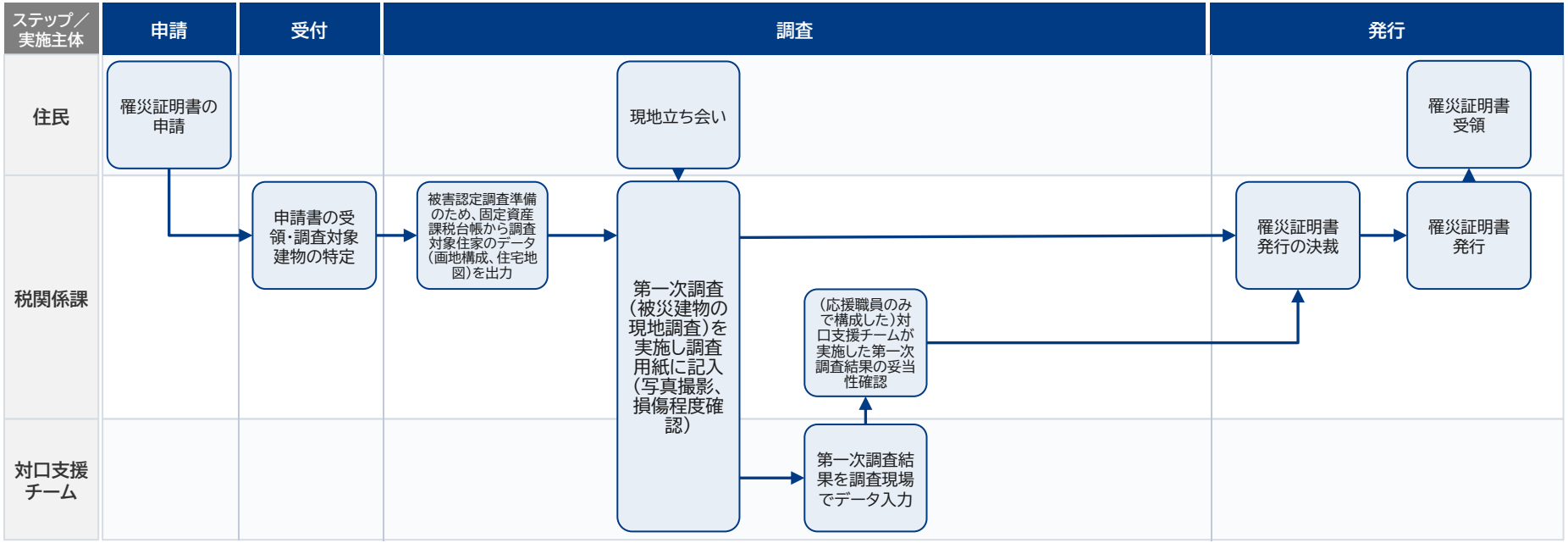
居所把握・要支援情報把握は、「優先4業務以外の多様な業務」に有効活用。
（特定の業務との個別連携にとどまらない活用）

①罹災証明書発行及び被害認定調査

内閣府 Cabinet Office

【ヒアリングで確認された現状業務実態】

- 本業務は、被災者から申請書を受け付け、被害認定対象の建物を特定し、現地調査を実施して調査用紙に結果を記入して、基準に従って被害の程度を6段階で判定し、罹災証明書を発行する。
- 基本的には税担当課で受付から罹災証明書発行まで完結する自治体が多い。
- ただし、罹災証明書は居住実態がある建物に対して交付されるものであるが、必ずしも住民登録されている市町村で被災するわけではないため、居住実態の把握や重複申請の排除、本人特定・名寄せ等において、必要に応じて複数自治体との連携が発生する。



※本業務フローは特定自治体の事例をもとに作成しているため、実態との乖離が存在する可能性についてはご理解いただけますと幸いです。

①罹災証明書発行及び被害認定調査

内閣府 Cabinet Office

【自治体ヒアリング要約】

- **申請者の本人確認・名寄せの方法について**
  ⇒身分証明書、マイナンバー、住民基本台帳情報など本人照合の方法は複数存在。固定資産課税台帳に情報がない申請者については特定困難。
  - 窓口では身分証明書、オンラインではマイナンバーを照合して本人確認を実施。
  - 住民基本台帳情報を用いて本人確認を実施。
  - 本人特定・名寄せの際、固定資産課税台帳に情報がない者については、困難だった。
    （例：住民票の住所は他自治体だが被災自治体に居住実態がある場合）
- **申請書と固定資産課税台帳との突合（調査対象建物の特定のため）**
  ⇒申請受付時に調査対象建物の特定が必須。
  - 受付時に調査対象建物の場所を申請者に直接確認できない場合、対象住家の確認に時間を要するケースや、データ連携が円滑に行えず手入力で対応したケースがあった。
  - 同一敷地内に複数の建物が存在する場合、調査対象家屋の特定が難しいケースがある。家屋番号まで特定する必要あり。
- **申請時に必要な情報**
  - 申請時に添付する写真は、対象住家を特定できる写真があれば十分（罹災状況は現地調査で確認するため）。
  - 居住実態を証明するための情報。固定資産課税台帳で建物の特定ができれば居住実態を確認できたものとして業務を進めている実態が判明。一方で、住民票の住所は他自治体だが能登町に居住実態がある者については、不動産関係資料や公共料金の契約情報等を確認し、罹災証明書を発行する場合もある。
- **他部署との情報連携の要否**
  ⇒税担当課で受付から罹災証明書発行まで完結するため不要。

①罹災証明書発行及び被害認定調査

内閣府 Cabinet Office

【ヒアリングに基づくEEI候補の考え方（案）】

- 申請受付で取得する情報
  - 税担当課で受付から罹災証明書発行まで完結する自治体が多いため、**申請受付時に取得する情報は、他課との連携を意識する必要性は低い。ただし、申請者（世帯主）に係る情報はEEI候補（ⅰ本人特定情報、ⅱ業務内で利活用する情報（他業務へ連携無し）、ⅲ業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り））として整理**する。
  - 被災者が記入する申請書情報は、主に、**氏名・住所等は本人特定に活用**されており、**家屋被害状況等の自己申告情報は調査実施時の参考情報**という扱いにとどまることが分かった。また、申請対象の建物が固定資産課税台帳で特定できれば、居住実態を確認できたものとして業務を進めている実態が判明した。
  - 罹災証明書は居住実態がある建物に対して交付されるが、**必ずしも住民登録されている市町村で被災するわけではないため、居住実態の把握や重複申請の排除、本人特定・名寄せ等において、必要に応じて複数自治体との連携が発生する。そのために必要な情報項目は、EEI候補（ⅱ業務内で利活用する情報（他業務へ連携無し）、ⅲ業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り））として整理**する。
- 他の被災者支援業務との連携を考慮した情報
  - 被災住家の世帯構成員に関する情報（氏名、続柄、生年月日、性別）は、罹災証明書発行業務においては必須ではないが、この段階で取得しておくことで**後続業務（生活再建支援金の申請等）に引き継ぐことで確認作業が効率化されることから、EEI候補（ⅳ他業務で利活用するために取得推奨である情報）として整理**する。
  - 罹災証明書に記載されている被害認定調査の判定結果（住家の被害の程度）を基に給付・融資など様々な被災者支援制度の判定が行われるため、**他の支援制度の判定に必要な項目はEEI候補（ⅲ業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り））として整理**する。

【EEI案】（1/2）

【凡例】―：本業務で初めて発生、取得する情報

	情報項目	EEIとして必要な理由	他業務から引き継ぐことが可能な情報（from）	他の業務に引き継ぐことが可能な情報（to）	区分（必須：○、検討対象：△）	P20の7情報に含まれるか
申請者等に係る情報	世帯主の氏名（ふりがな）、住所、生年月日、性別	ⅰ本人特定情報	― （本人特定・名寄せのために必要な情報）	― （本人特定・名寄せのために必要な情報）	○	✓
	申請日	ⅲ業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り）	―	④要支援情報 （罹災証明申請の有無を連携）		✓
	世帯主の連絡先住所					✓
	世帯主の電話番号		③避難所名簿管理 ④居所把握	④居所把握		✓
	窓口来所者の氏名（ふりがな）、住所、生年月日、電話番号、申請者との関係	ⅰ本人特定情報 ⅱ業務内で利活用する情報（他業務へ連携無し）	―	―	△	✓（「申請者との関係」を除く）

①罹災証明書発行及び被害認定調査

内閣府 Cabinet Office

【EEI案】(2/2)

情報項目		EEIとして必要な理由	他業務から引き継ぐことが可能な情報（from）	他の業務に引き継ぐことが可能な情報（to）	区分（必須：○、検討対象：△）	P20の7情報に含まれるか
被災住家の居住に係る情報	被災住家の住所	iii 業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り）	－（被災者の記載内容をもとに自治体が固定資産課税情報から取得）	②被災者生活再建支援金	○	✓
	世帯構成員の氏名、続柄、生年月日、性別	iv 他業務で利活用するために取得推奨である情報	－	②被災者生活再建支援金	△	✓（「続柄」除く）
	居住実態有無の確認結果	ii 業務内で利活用する情報（他業務へ連携無し）		－	○	
被災住家の特定に係る詳細住所情報	被災住家の地番	ii 業務内で利活用する情報（他業務へ連携無し）	－（住所中のどの建物なのかを被災者に確認）	－	○	✓
	被災住家の家屋番号					
	被災住家の構造					
被災住家の被害内容に係る情報	住家の浸水被害区分（床上／床下等）	iii 業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り）	－（※）（自治体が罹災証明書審査完了時に認定）	②被災者生活再建支援金	○	
	住家の被害の程度（全壊／大規模半壊等）					
	住家のその他被害・内容					
申請の管理および基礎情報	罹災証明書の整理番号	iii 業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り）	－（自治体が罹災証明書審査完了時に採番）	②被災者生活再建支援金 ④要支援情報（罹災証明書発行有無の情報を連携）	○	
	罹災年月日		－（※）	②被災者生活再建支援金		
	罹災原因・災害名					

【凡例】―：本業務で初めて発生、取得する情報　（※）：現状では被災者の申請書記載内容をもとに自治体が記録/登録

①罹災証明書発行及び被害認定調査に関する被災者支援版EEIに係る論点

内閣府 Cabinet Office

【EEI検討の全体の方向性】

自治体ヒアリングを踏まえた被災者支援版EEIの候補の考え方として、以下について違和感はないか。

- 「**居住実態の把握**」、「**重複申請の検知**」（ⅱ業務内で利活用する情報（他業務へ連携無し））
  「**本人特定・名寄せにおける自治体間の連携**」（ⅰ本人特定情報・ⅲ業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り））のために必要な情報がEEIの候補となる。
- 給付金申請処理等、罹災証明書の発行後の**後続業務に必要**となる被害認定調査の判定結果も併せてEEIの候補となる。（ⅲ業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り））

（参考：個別論点案）

【窓口来所者の情報】

- 窓口来所者（申請者）が世帯主の場合は不要であるが、**世帯主≠窓口来所者の場合は、罹災証明書の交付や疑義がある等の場合の連絡先として必要な情報**である。そのため、これもEEIとすべきと考えるがどうか。

【世帯構成員情報】

- **被災住家の世帯構成員に関する情報（氏名、続柄、生年月日、性別）**は、罹災証明書発行業務においては必須ではないが、この段階で取得しておくことで**後続業務（生活再建支援金の申請等）に引き継ぐことで確認作業が効率化**されることから、EEI**推奨項目**（ⅳ）としてはどうか。

【申請書に記載される情報（氏名などの本人特定情報を除く）、居住実態有無の確認結果】

- 現状、被災者が申請書に記入する情報（氏名などの本人特定情報を除く）は、自治体内の罹災証明書発行業務を進めるうえでの参考情報にとどまり、業務を進めるうえで真に必要な情報は含まれていないため、**被害状況などの自己申告情報はEEIに含めない**ことでどうか。
- 一方、被災者が申請書を提出するという行為は、被災者が対象建物への居住実態があることを自己申告したという情報を含んでいる。**居住実態の確認は罹災証明書発行業務において重要**である観点から、被災者からの申請を待たず被害エリアをローラー方式で被害認定して罹災証明書を発行することも念頭に、**「居住実態有無の確認結果」をEEIに加える**ことでどうか。

【重複申請の検知に寄与する項目】

- 罹災証明書は被災住家ごとに発行されるため、「被災住家の家屋番号」に対する新規申請は重複しないはずである。そのため、「被災住家の家屋番号」は重複申請の検知に寄与するEEIになり得る、という考え方は妥当か。

【その他の項目】

- その他に、EEIに含めることが適当な情報項目は存在するか。（本資料の末尾の参考資料（各自治体が被災者から申請書ベースで取得している情報項目等）を参照）

②被災者生活再建支援金の支給

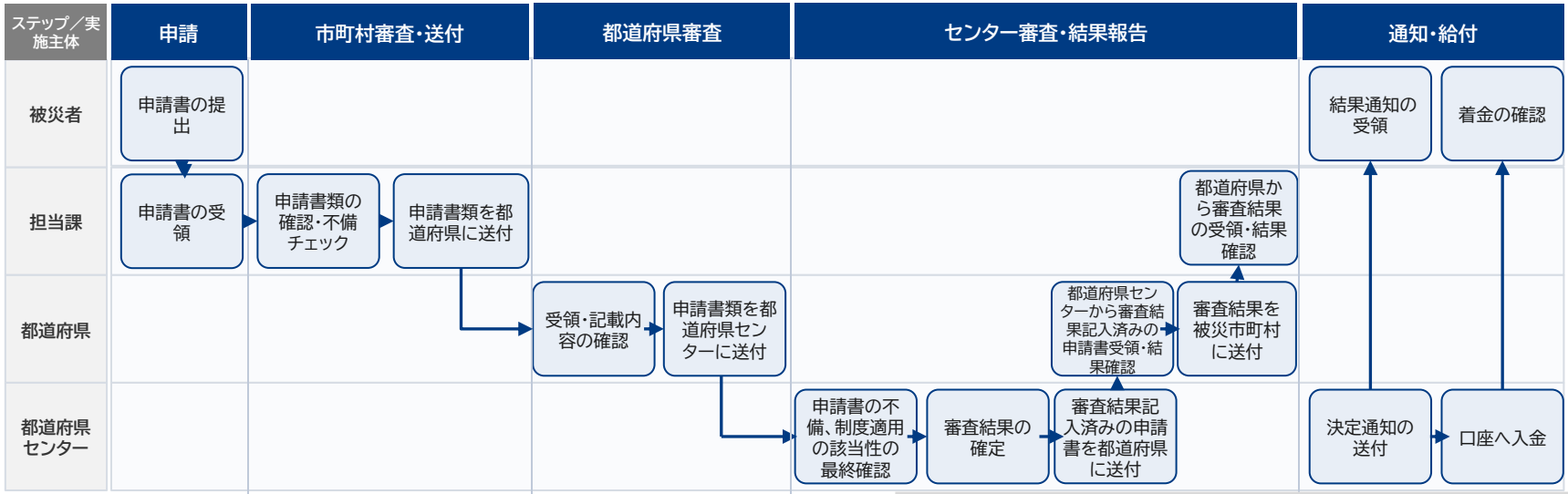
内閣府 Cabinet Office

今年度は、全基礎自治体で共通的な制度である被災者生活再建支援金に係る業務を整理。その他の様々な給付・貸付・減免等の制度に活用できる情報項目のEEI化は来年度以降拡充していく想定。

【ヒアリングで確認された現状業務実態】

- 被災者生活再建支援金は、基礎自治体で被災者から申請書を受け付け、基礎自治体及び都道府県で申請書類を確認し、都道府県センターにおいて審査が行われる。
- 被災者生活再建支援金は世帯単位で支給されるため、受付時に世帯主だけでなく世帯員全員の確認が必要となる。
- 被災者生活再建支援金は住家の被害認定区分（被害の程度）、単身世帯か複数人世帯か等、条件によって支給限度額が異なる。

- 被災者生活再建支援制度以外にも被災者に対する給付・貸付・減免等の制度は多数ある。各制度の支給限度額は、住家の被害認定区分（被害の程度）だけでなく、世帯の年収や世帯主の年齢、要援護世帯か否か、単身世帯か複数人世帯か等、条件によって異なるため、これらを照合する必要がある。



※本業務フローは特定自治体の事例をもとに作成しているため、実態との乖離が存在する可能性についてはご理解いただけますと幸いです。

②被災者生活再建支援金の支給

内閣府 Cabinet Office

【自治体ヒアリング要約】

- **申請者の本人・世帯の特定**
  ⇒基本的には罹災証明書の情報に基づくが、住民情報の変更、重複申請の排除、世帯構成の確認等を申請受付時に実施
  - 被災者生活再建支援金は世帯単位で発行・支給されるため、世帯員氏名を含めた基本情報を用いて世帯を特定し、重複確認している。
  - 単身世帯と複数人世帯で給付額が異なる。一軒の被災家屋に住民票上複数の世帯が生計を一にしている場合があるため、居住者全員の記入が必要。
  - 罹災証明書を前提とした業務のため、本来は住民基本台帳情報との突合は不要だが、証明書発行後に住民情報が変更される場合があるため、受付時に住民基本台帳との照合を実施した。
  - 能登半島地震では罹災区分ごとに申請情報をExcelで管理している。重複申請があった場合はシステム上でフラグが表示されるため、本人確認や重複チェックはシステム連携により対応している。
- **他の業務との連携について**
  - 全解体か部分解体かによって支援金の対象が異なるため、税務課から住民課に確認を依頼した。
  - 支給判定は住家の契約書および各種証明書（罹災証明書、解体証明書、長期避難証明書）に基づき実施。被害認定区分のみで判断した。
  - 町独自の補助制度である住宅復旧支援補助金、創生住まい金、臨時特例給付金などの処理において、世帯分離情報が有用。世帯分離情報は、応急修理が一つの住宅につき一件が原則のため、応急修理の業務でも活用できる。
- **その他**
  - 口座情報の突合ミスによる再聴取を避けるため、口座情報は申請時に改めて記入いただいた。

②被災者生活再建支援金の支給

内閣府 Cabinet Office

【ヒアリングに基づくEEI候補の考え方（案）】

- 申請受付で取得する情報のうち、今年度における被災者支援版EEI項目の候補の考え方
  - 生活再建支援金は世帯単位で発行・支給されるため、受付時に世帯主だけでなく世帯員全員の確認が必要となる。**世帯員全員の把握および世帯内の重複申請防止に寄与する項目をEEI候補として整理**する。（ⅱ業務内で利活用する情報（他業務へ連携無し））
  - 生活再建支援金は住家の被害認定区分（被害の程度）だけでなく、**単身世帯か複数人世帯か等、条件によって支給限度額が異なるため、これらを照合するために必要な項目についてはEEI候補として整理**する。（ⅱ業務内で利活用する情報（他業務へ連携無し））
- 他の被災者支援業務との連携を考慮したEEI項目の候補の考え方
  - 生活再建支援制度は全解体か部分解体かで支援金の対象が異なる。家屋の解体や応急修理（解体せず）等に関連する担当課との連携が必要。そのため、**被害認定された家屋や世帯を特定する情報項目について整理**する（ⅲ業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り））※情報と情報の紐付けに係る課題との整理も必要。

【EEI案】(1/2)

下表の区分「△」としているものについては、次ページのとおり本WGで議論させていただく。

情報項目		EEIとして必要な理由	他業務から引き継ぐことが可能な情報（from）	他の業務に引き継ぐことが可能な情報（to）	区分（必須：○、検討対象：△）	P20の7情報に含まれるか
申請者等に係る情報	申請者氏名	ⅰ本人特定情報 ⅱ業務内で利活用する情報（他業務へ連携無し）	－ （本人特定・名寄せのために必要な情報）	－ （本人特定・名寄せのために必要な情報）	○	✓
	被災時の世帯主氏名（ふりがな）、被災した住所、生年月日、性別	ⅰ本人特定情報	－ （本人特定・名寄せのために必要な情報）	－ （本人特定・名寄せのために必要な情報）	○	✓
	世帯主の個人番号	ⅱ業務内で利活用する情報（他業務へ連携無し）	－	－	△	
	申請日	ⅲ業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り）	－	④要支援情報 (被災者生活再建支援金の支給申請の有無を連携)	○	✓
	世帯構成員の氏名（ふりがな）、生年月日		①罹災証明書			✓
	世帯主の口座情報		－			

【凡例】―：本業務で初めて発生、取得する情報

②被災者生活再建支援金の支給

内閣府 Cabinet Office

【EEI案】(2/2)

下表の区分「△」としているものについては、次ページのとおり本WGで議論させていただく。

情報項目		EEIとして必要な理由	他業務から引き継ぐことが可能な情報（from）	他の業務に引き継ぐことが可能な情報（to）	区分（必須：○、検討対象：△）	P20の7情報に含まれるか
申請内容に疑義があった時に必要な情報	現住所	iii 業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り）	③避難所名簿管理・④居所把握	③避難所名簿管理・④居所把握	○	✓
	現在の電話番号					✓
基礎支援金の支給に係る情報	被害区分	iii 業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り）	①罹災証明書	–	○	
	世帯人数区分					
加算支援金の支給に係る情報	住宅再建方法の区分	iii 業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り）	–	④要支援情報（住宅再建状況を連携）	○	
申請の管理および基礎情報	対象災害名・発災日 ※自治体記入	iii 業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り）	①罹災証明書	–	○	

【凡例】―：本業務で初めて発生、取得する情報

②被災者生活再建支援金の支給に関する被災者支援版EEIに係る論点

内閣府 Cabinet Office

【EEI検討の全体の方向性】

自治体ヒアリングを踏まえた被災者支援版EEIの候補の考え方として、以下について違和感はないか。

- 申請の形式チェックが主な業務内容と考えられるため、支給額の算定のために照合が必要な項目や、申請の重複チェック等に必要な項目がEEIの候補となる。
  （ⅱ業務内で利活用する情報（他業務へ連携無し））
- 他の被災者支援業務（家屋解体等）に紐づく情報項目も、EEIの候補となる。
  （ⅲ業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り））

（参考：個別論点案）

【個人番号（マイナンバー）】

- 支援金の申請書には「世帯主の個人番号を記入した場合は住民票の添付を省略でき、さらに公金受取口座の利用にチェックした場合は預金通帳の写しの添付も省略できる」旨の注記がある。個人番号は添付書類による確認に代えて世帯主情報や口座情報を確認するために用いられる一方、自治体ヒアリングによると、個人番号に紐づく口座の利用実態が不明であり口座情報は別途聞き取ることが主に想定されることから、個人番号はEEIに含めないことでどうか。

【重複申請の検知に寄与する項目】

- 被災者生活再建支援金は被災時の世帯単位で支給されるため、重複申請の確認には被災時の世帯構成を把握するための情報が必要となる。住民票に記載された世帯構成員情報が基本になると考える一方で、単身赴任や学生等、住民票上の住所と実際の居住実態が一致しない場合が想定される。被災時の世帯構成を適切に把握するためのEEIとしてどの情報が必要か。

【その他の項目】

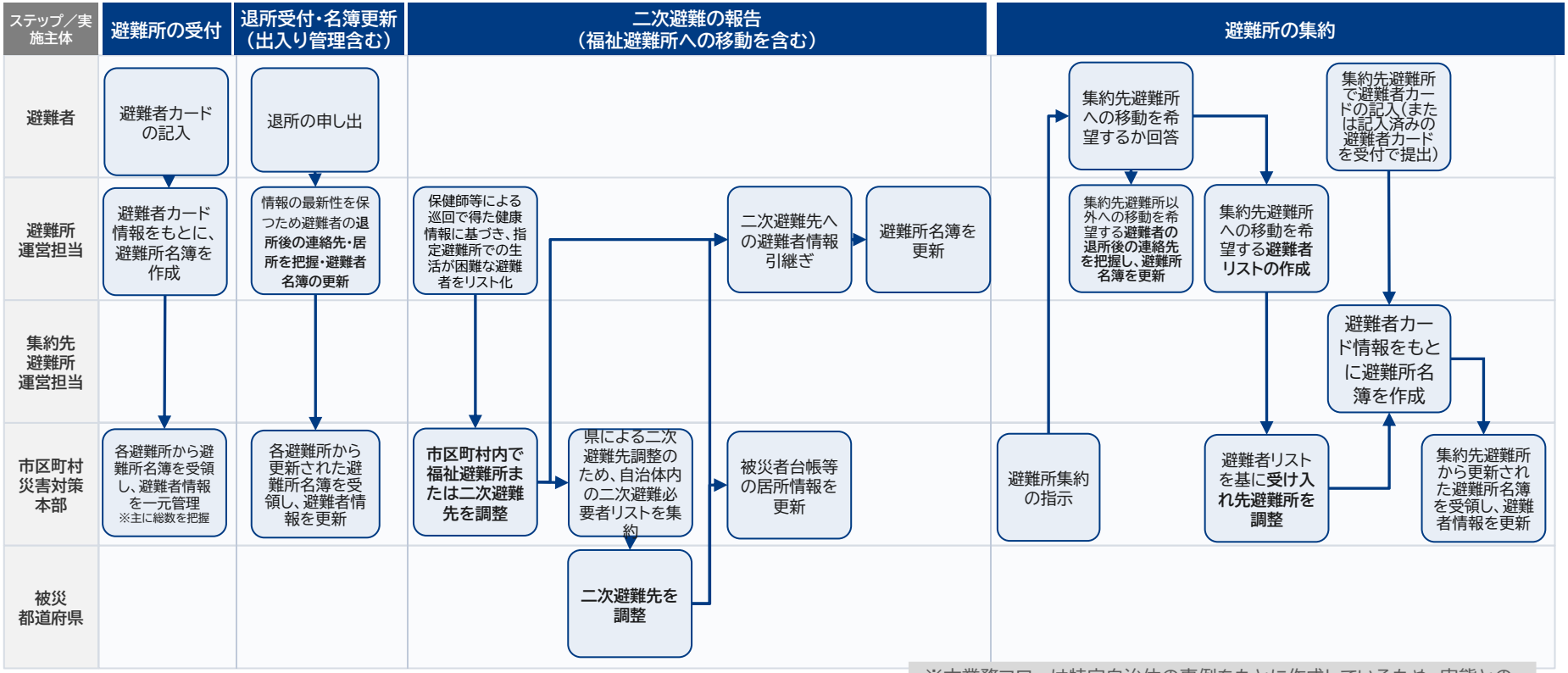
- その他に、EEIに含めることが適当な情報項目は存在するか。（本資料の末尾の参考資料（各自治体が被災者から申請書ベースで取得している情報項目等）を参照）

③避難所の名簿管理

内閣府 Cabinet Office

【ヒアリングで確認された現状業務実態】

- 避難所では、受付で避難者が記入した避難者カードを受け付け、名簿を作成する。避難者が退所する際には基本的に受付に申し出ていただき、名簿を更新する。
- 市区町村では、市区町村内の避難所の名簿を集約し、一元管理する。主に、初期段階は避難者の総数をもとに支援物資の調達や避難所環境の整備に活用され、中長期的には避難所集約時に活用される。
- 避難者カードで取得した要配慮情報や健康状況等の情報は、個別の被災者支援に活用されていないのが現状。



※本業務フローは特定自治体の事例をもとに作成しているため、実態との乖離が存在する可能性についてはご理解いただけますと幸いです。

③避難所の名簿管理

内閣府 Cabinet Office

【自治体ヒアリング要約】

- **避難所における避難者名簿・避難者カードの活用**
  ⇒主に避難者の総数把握に活用。中長期的には退所できない避難者の個別事情を別途聞き取りするため、避難者カードの連携が必須というわけではない
  - 初期段階では避難者の総数把握のために活用。
  - 避難所を集約する際に、避難者カードを集約先の避難所に引き継ぐ自治体と、集約先避難所で改めて受付する自治体に運用が分かれている。
- **市区町村災害対策本部における避難者名簿・避難者カードの活用**
  ⇒初期は避難者の総数を物資調達等のために活用、中長期的には二次避難の検討、避難所集約や応急仮設住宅への入居支援等の各種支援に活用（個別情報をどの程度活用しているか要精査）
  - 市から県へ二次避難者リストを送付する際、クラウド上でリアルタイムに共有した。
- **避難者の個別支援のための避難者情報の活用**
  ⇒避難者名簿情報ではなく、保健師等が取得する情報を活用
  - 避難者カードの情報を個別の被災者支援に活用していないのが現状。
  - 保健師が取得した健康情報は見守り対象者の抽出等の後続支援業務に活用されていたため、保健師のみで閉じる情報ではなく、関係者間で共有すべき。
  - 二次避難の要否の判断についての自治体共通の判断基準はないが、ヒアリング先の町においては、他自治体の基準を参考に基準を作っていた。共通化の必要性があると認識している。

③避難所の名簿管理

内閣府 Cabinet Office

【ヒアリングに基づくEEI候補の考え方（案）】

- 避難所受付時等に取得した被災者情報は、物資送付時の人数把握などの統計情報としての活用にとどまっており、現状、被災者個人への支援や関係する支援主体との情報連携には活用されていない。
- 一方、被災者支援DXの将来像を念頭に置くと、避難所をタッチポイントとして、被災者の居所情報や、支援要否のファーストスクリーニングに活用できる最低限の要支援情報などを収集することは効果的である。
- 上記を踏まえ、避難所名簿管理業務においては、以下の２つの観点からEEI案を整理する。
  - **（１）避難所運営のために必要な被災者情報**
  - **（２）被災者の居所把握・要支援情報把握にかかるもの（④居所把握・要支援情報把握のパートで議論）**

【EEI案】

下表の区分「△」としているものについては、次ページのとおり本WGで議論させていただく。

（１）避難所運営のために必要な被災者情報

情報項目		EEIとして必要な理由	他業務から引き継ぐことが可能な情報（from）	他の業務に引き継ぐことが可能な情報（to）	区分（必須：○、検討対象：△）	P20の7情報に含まれるか
申請者等に係る情報	家族に係る各種情報（氏名（ふりがな）、生年月日、性別）	iii 業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り）	－（本人特定・名寄せのために必要な情報）	④居所把握	△	✓
	世帯人数	ii 業務内で利活用する情報（他業務へ連携無し）	－	－	○	

【凡例】―：本業務で初めて発生、取得する情報

③避難所の名簿管理

（２）被災者の居所把握・要支援情報把握にかかるもの※

情報項目		EEIとして必要な理由	他業務から引き継ぐことが可能な情報（from）	他の業務に引き継ぐことが可能な情報（to）	区分（必須：○、検討対象：△）	P20の7情報に含まれるか
申請者等に係る情報	氏名（ふりがな）、住所、生年月日、性別	ⅰ本人特定情報	－（本人特定・名寄せのために必要な情報）	－（本人特定・名寄せのために必要な情報）	○	✓
	電話番号		－	④居所把握	○	✓
	居所区分（避難所/自宅避難/車中泊/・・・）	ⅲ業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り）	－	④居所把握	△	✓
居所に関する情報	避難所名、入所日／退所日	ⅲ業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り）	－	④居所把握	○	✓「避難所名」を除く
	転出・退去先住所、転出・退去先連絡先					✓
	（避難所外避難者の場合）居所の住所	ⅲ業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り）	－	④居所把握	△	✓
要支援情報	帰宅条件・滞在理由	ⅲ業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り）	－	④居所把握	△	

【凡例】―：本業務で初めて発生、取得する情報

※上記に加えて、④で議論する要支援情報把握のEEIも、避難所の名簿管理EEIに含める想定

③避難所の名簿管理に関する被災者支援版EEIに係る論点

内閣府 Cabinet Office

（１）避難所運営のために必要な被災者情報

【家族の避難状況に関する情報】

- 家族の避難状況（避難所に同行した家族の情報及び別の場所に避難している家族の情報）は居所把握の面ではEEIとすることは有効と考えるが、避難者カードに記入欄がない自治体も存在する（特に別の場所に避難している家族の情報）。こうした情報（家族の基本４情報及び避難状況）を第1版のEEIの項目とすべきかどうか。
- 避難所運営（支援物資の調達等）のためには世帯の総数（世帯人数）の情報が活用されるため、**家族の基本４情報などの詳細情報までは対象とせず、世帯人数のみをEEIとすることが考えられるか**。

（２）被災者の居所把握・要支援情報把握にかかるもの

【避難所外避難者の取扱い（居所区分/居所の住所）】

- 避難所で寝泊まりする被災者だけでなく、在宅避難・車中泊など避難所外に避難しつつ、物資等の観点で避難所を頼りにする被災者も、避難所名簿のなかで管理されている現状があることを踏まえ、避難所を取り巻く被災者の属性を居所区分としてEEIに含めることが適当ではないか。

【帰宅条件・滞在理由】

- 避難所に長期的に滞在し続けている避難者は、自宅の応急修理または解体・建て替え等が困難等の理由が想定され、住宅再建等の支援を必要としていると考えられるが、一方で長期的に避難所を開けるのは大規模災害に限られる。こうした情報を第1版のEEIの項目とすべきかどうか。

③避難所の名簿管理に関する被災者支援版EEIに係る論点

内閣府 Cabinet Office

【EEI案として不要と思われる情報について】

前頁までの検討および自治体様式ベースでの項目確認結果（詳細はP.52以降「参考：優先4業務に必要な情報」を参照）を踏まえ、以下の情報についてはEEI案として不要と整理している。当該情報項目群をEEI案としないことについて違和感はあるか。

基本的な情報
- 家屋のライフライン被害
- 続柄
- 血液型
- 協力できること(職業・資格・特技)
- 入所・退所時刻

属性情報
- ペット(種類・名前・同伴の有無)
- 言語
- 食糧・物資の要否
- 安否確認の公開可否
- 情報公開範囲/個人情報提供同意
- 自主防災組織・町会/自治会名
- 自治会・町内会への加入有無
- 自家用車の情報

④居所把握及び要支援情報把握に係るEEIに係る議論の前提

内閣府
Cabinet Office

■ 現時点では、自治体において、**被災者の居所・要支援情報を網羅的に把握する業務は確立されていない**。そのため、被災者支援業務の支援主体が、それぞれ個別に被災者から情報を取得しており、支援主体間での情報連携も行われていない結果として、業務の非効率が生じているとの認識。

■ 将来的には、**様々な支援主体間で、各被災者の基本情報や支援状況など、様々な被災者情報を連携できる仕組みを作ることで、災害ケースマネジメントの実現を目指したい**。

■ その第一歩として、まずは、自治体が主体的に被災者支援を行う上で不可欠な**「居所情報」**と、支援を要する住民を整理・特定するためのファーストスクリーニングに資する最低限の**「要支援情報」**を被災者から取得し、**集約・連携しやすい環境の整備を図る**こととしたい。

■ 上記を当面の目標として位置付け、**居所把握・要支援情報把握に係るEEIの検討**を進めたい。

内閣府が考える「デジタルで実現するプッシュ型被災者支援の将来像」（参考資料）について、P.8を参照。

④居所把握

内閣府 Cabinet Office

【居所把握：自治体ヒアリング要約】

先行検討する基本７情報関連

- **居所把握の現状について**
  - 水害時は、浸水区域内および土砂災害警戒区域の住民が対象。
  - 基本的には被災地域の全住民の居所把握を行うが、人的リソースが限られる場合は、要配慮者や個別避難計画の対象者を優先して対応する。
  - まず85歳以上の障害を持っている方を対象とし、最終的に65歳以上全員というように徐々に対象を広げる。能登半島地震では全戸訪問はしなかった。
  - 居所情報は、区長・自治会長等からの連絡により把握した。
  - 被災者の居所把握は本人の申告に依存するため、申告がない場合は把握が困難である。このため、自発的な情報提供を促す仕組みの検討が必要である。
  - 死亡情報も重要（他自治体に転出後に亡くなった人に支給し続ける可能性があるため）。

【居所把握：ヒアリングに基づくEEI候補の考え方（案）】

●今年度における被災者支援版EEI項目の候補の考え方

➢各種支援をプッシュ型で通知することを考慮すると、連絡手段についてもEEIの候補としたい。

●その他

➢自治体職員では居所を把握しにくい被災者については、**区長や自治会長等から聞き取る自治体が多い（特に中小規模の基礎自治体）。そのため、運用を検討する際には区長等との連携を考慮**する。

④居所把握

内閣府 Cabinet Office

【EEI案】

先行検討する基本７情報関連

(1)個人を特定する情報

情報項目	EEIとして必要な理由	区分（必須：○、検討対象：△）	P20の7情報に含まれるか
氏名（ふりがな）、住所、生年月日、性別	ⅰ本人特定情報	○	✓

(2)居所に関する情報

情報項目	EEIとして必要な理由		区分（必須：○、検討対象：△）	P20の7情報に含まれるか
居所区分（自宅、入所・居住施設、指定避難所、福祉避難所、車中泊、知人宅、応急仮設住宅等）	ⅲ業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り）	居所把握・連絡確保へ連携	○	✓
居所の名称（避難所・施設等の名称がある場合）			○	
居所の住所			○	✓
連絡先（電話番号、メールアドレス等）			○	✓

④居所把握に係る論点

内閣府 Cabinet Office

先行検討する基本７情報関連

【居所に関する情報：居所区分】

- 熊本通知文では以下の居所区分で情報収集するように整理したが、被災者支援版EEI上、居所区分をどの粒度感で設定するのがよさそうか？（被災者支援を行ううえで大きな違いがないのであれば、必要以上に粒度を細かくするのは避けたほうがよいのではないか？たとえば、避難所の種類を細かく分けることに意味はあるのか？）【参考：詳細な居所区分の例はP.45】

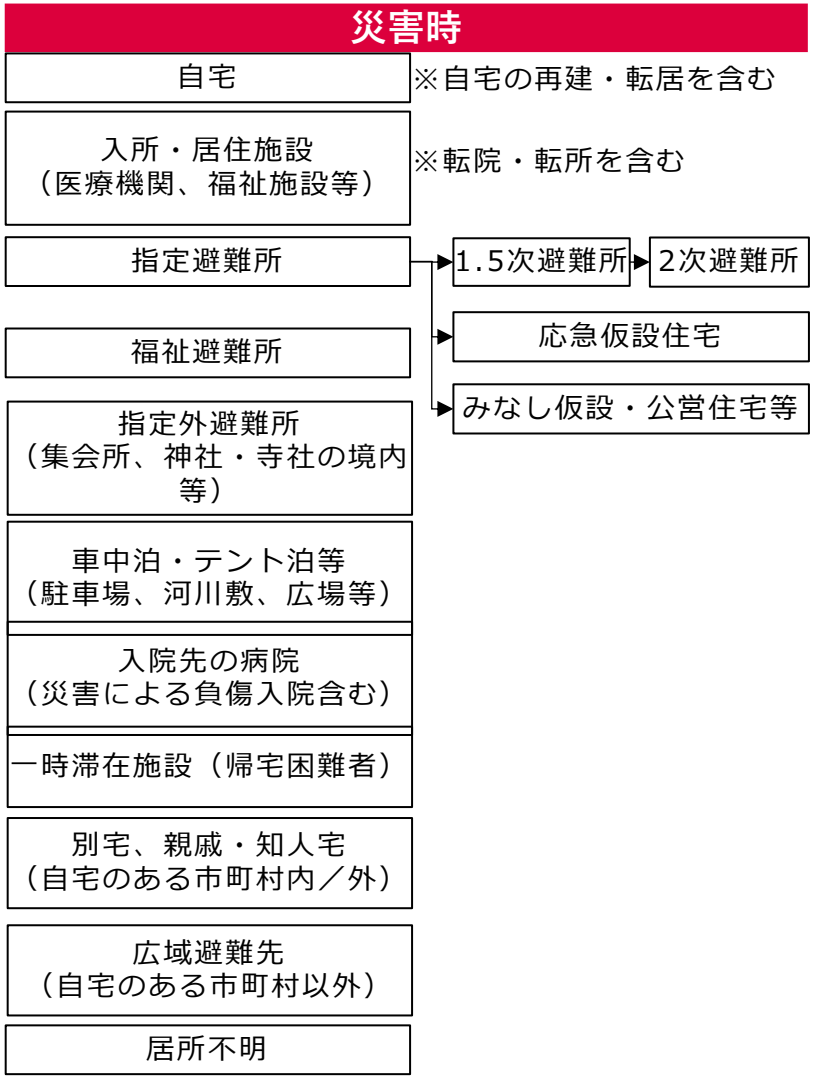
【参考：熊本通知文で示した居所区分】

・自宅
・避難所
・応急仮設住宅
・賃貸型応急住宅
・入所・居住施設（医療機関・福祉施設等）
・車中泊・テント泊等
・一時滞在施設（帰宅困難者等）
・入院先の病院
・広域避難先
・親族・知人宅
・その他

（参考）詳細な居所区分の例

内閣府 Cabinet Office

● 災害ケースマネジメントに基づき、被災者ひとりひとりに被災者支援を届けるため、なるべく多くの被災者の居所を把握したい。居所把握に当たっては、居所の住所だけでなく居所の区分（属性）も併せて取得したい。



居所区分	滞在する可能性がある被災者
自宅	● 自宅が無被害あるいは軽微な被害で居住可能な方 ● 自宅を応急修理した後に居住可能な方 ● 停電・断水影響を受けているが避難所生活が困難な方（乳幼児や障害者等が家族にいる方） ● 自宅を再建した方、別の場所に転居した方 ● 盗難対策として留まる方等
入所・居住施設	● 平時から医療機関や福祉施設に入所している方 ● 一時的に入院している方（出産、検査入院等）
指定避難所	● 自宅が被災し、住み続けられない方 ● 自宅は健全だが停電・断水等により住み続けられない方 ● 余震等で自宅にいるのが不安な方
福祉避難所	● 平時は自宅に住み、在宅医療、在宅系介護サービス（訪問介護、通所介護）を受けている方のうち、自宅が被災した方 ● 指定避難所への避難が困難な要配慮者
指定外避難所	● 指定避難所が自宅から遠く、自宅の近くに避難したい方
1.5次・2次避難所	● 避難所での生活継続が困難な方（高齢者、持病を有する方、避難所環境で体調悪化の恐れがある方 等）
応急仮設住宅、みなし仮設・公営住宅等	● 自宅の被災により居住の継続が困難となり、恒久的な住まいの確保までの間、一時的に居住している方
車中泊・テント泊等	● 自宅が被災したが避難所生活が困難な方（乳幼児や障害者、ペット等が家族にいる方） ● 余震等で自宅にいるのが不安な方 ● 避難所の環境を好まない方
入院先の病院・一時滞在施設	● 災害による負傷等により入院している方 ● 帰宅困難となり一時滞在施設に滞在している方

④要支援情報把握

内閣府 Cabinet Office

【要支援情報把握：自治体ヒアリング要約】

- **要支援情報の取得方法および共有について**
  - 保健師は避難者に対し、家族構成、罹災証明書の取得状況、自宅の片付けの要否、ライフラインの状況、自宅の再建予定、障害種別や介護度、病気、薬、健康状態、寝られているか、食欲、移動手段を聞き取り、情報共有は主に口頭で実施していた。避難所外の被災者は、本人からの自己申告を基本としていた。
  - 後続業務で必要な情報を一括聴取する方針に異論はないが、個人情報の取得にあたっては目的と活用先の明確化が必要である。情報取得の目的を明確に説明できるのであれば、区長や民生委員等を通じて情報を収集することも考えられる。
  - 能登半島地震では自己申告を基本とし、支援が必要な対象者に絞ってアウトリーチを実施した。公助には限界があり、公助の対象とする居所区分の整理が必要である。
  - 個人情報保護の観点から、取得した情報のうち何をどの支援主体まで共有するのかの整理が必要。

【要支援情報把握：ヒアリングに基づくEEI候補の考え方（案）】

●今年度における被災者支援版EEI項目の候補の考え方

➢要支援情報については、**ヒアリング先の町の事例（保健師が様式を用いて取得する情報項目）を参考に今年度におけるEEI候補を検討する。個人情報保護の観点から、取得した情報の粒度および共有範囲（どの情報をどの支援団体まで共有するか）についても検討**する。

④要支援情報把握

内閣府 Cabinet Office

【EEI案】

プッシュ型被災者支援のために共有化すべき要支援情報（取得する要支援情報の候補案はP.49参照）

情報項目	EEIとして必要な理由		区分（必須：○、検討対象：△）	P20の7情報に含まれるか
【避難所等における支援に資する情報】				
乳幼児・妊産婦・要介護・障がい・アレルギー・食事面の配慮（宗教上の理由等）	iii 業務内で利活用する情報（他業務：健康情報の把握へ連携有り）	健康情報の把握へ連携	△	
病気・怪我の有無・かかりつけ医			△	
【後の災害フェーズの被災者支援に資するファーストスクリーニング情報】				
住宅支援関連（自宅の被災の有無、罹災証明書申請状況等）	iii 業務内で利活用する情報（他業務へ連携有り）	住まいの再建支援へ連携	△	
生活・生業等再建支援関連（給付金の受給有無、就労支援の要否等）		給付・貸付・減免等資金面での支援、生業の再建に関わる支援等へ連携	△	
人的被害に伴う支援関連（世帯内の死亡者の有無等）		受給可能な制度の申請漏れの防止に関わる支援等へ連携	△	
保健支援関連（服薬の必要性、特別食・補装具等に関する支援の必要性等）		健康状態の悪化防止へ連携	△	
医療・福祉支援関連（保健・医療・福祉サービスの必要性、介護・障害福祉サービスの必要性等）		平時の地域包括ケアシステムの継続へ連携	△	

④要支援情報把握に係る論点

内閣府
Cabinet Office

【要支援情報：乳幼児・妊産婦・要介護・障がい・アレルギー・食事面の配慮（宗教上の理由等）】
- 避難者カードに記入される要配慮に関する情報（乳幼児・妊産婦・要介護・障がい・アレルギー等）は、被災者個人に対する支援のためには活用されていないのが現状だが、避難所運営における環境整備や必要物資の把握等の業務や、その後の保健師による健康状況把握業務等にも活用できる情報として、EEIとすることが適当ではないか。

【要支援情報：病気・怪我の有無・かかりつけ医】
- 本格的な福祉・医療支援というより、避難所運営における環境整備や必要物資の把握等の業務、その後の保健師による健康状況把握業務等にも活用できる情報として、EEIとすることが適当ではないか。

【要支援情報：「後の災害フェーズの被災者支援に資するファーストスクリーニング情報」の粒度感について】
- 今年度の議論では、まずは避難所受付時に本人から情報取得することを前提として、支援を要する住民を整理・特定するためのファーストスクリーニングに資する最低限の「要支援情報」として、ｐ.49左列の粒度感での〇×を被災者支援版EEIの対象とすることがよいのではないか。

④居所把握及び要支援情報把握：要支援情報の粒度感

内閣府 Cabinet Office

区分	取得する要支援情報の候補案	要支援情報を活用する可能性がある支援主体
住宅支援	• 自宅の被災の有無 • 応急修理の要否 • 公費解体の要否 • 応急仮設住宅等の提供希望の有無 • 被災者向けUR賃貸住宅の提供希望の有無 • 住宅再建支援の受給状況　等	• 市町村（住宅・環境・罹災担当） • 建築士／居住支援法人 • 不動産団体・工務店・UR
生活・生業等再建支援	• 給付金の受給有無 • 減免の要否 • 貸付の要否 • 就労支援の要否 • 事業再建支援の要否　等	• 地域支え合いセンター • NPO・生活困窮者支援機関 • FP等専門家 • 社会福祉協議会
人的被害に伴う支援	• 世帯内の死亡者の有無、災害弔慰金の受給有無 • 世帯内の重度障害者の有無、災害障害見舞金の受給有無 • 災害援護資金等の支援の受給有無　等	• 市町村福祉担当 • 社会福祉協議会 • 相談窓口
保健支援	• 服薬の必要性○× • 特別食・医療機器・補装具等に関する支援の必要性○×　等	• 保健師・保健所 • 医療機関・薬局 • 栄養・医療関係者
医療・福祉支援	（要配慮者向け） • 保健・医療・福祉サービスの必要性○× • 介護・障害福祉サービスの必要性○×　等	• DWAT • ケアマネジャー／居宅介護支援事業所 • 地域包括支援センター • 相談支援専門員・福祉施設

【要支援情報把握：自治体ヒアリング要約】

- **要支援情報の区分および粒度感について**
  - 支援分野の区分自体に大きな違和感はないが、生活再建支援のように複数の支援分野にまたがる情報もあるため、分類方法には留意が必要。
  - 災害ケースマネジメントの観点では医療・福祉情報が重要。保健師や自衛隊等が把握した情報を共有できれば重複した聞き取りの削減や支援の効率化につながる。
  - 生活・生業等再建支援の候補案に「災害援護資金等の支援の受給の有無」が入るとよい。人的被害以外に住宅の被害によっても借入できる制度である。
  - 「人的被害に伴う支援」は、担当課だけで完結する業務である。相談の経験上、プッシュ型で案内すべき内容ではない（災害弔慰金の申請をためらう人もいる）。そのため、社会福祉協議会との情報共有は不要と考える。

6. 本事業の今後の進め方について

今後のWGでの議論

内閣府 Cabinet Office

- 今年度のEEI WGでは「基本７情報」並びに「優先業務に必要な情報」を年度内に策定・公開できるように議論を進めます。
- 今後、実態を把握したうえで検討を進めるために、実際に現場でどのようなデータフォーマットが用いられているのか等を把握するために、ベンダー等へヒアリング予定です。
- ヒアリング後には、例えば、避難所管理アプリ等への早期実装を見据え、基本７情報を含む一部の情報を早々にEEI化（データフォーマットの確定まで）し、デジタル庁のモデル仕様書への反映も視野に検討を進めます。
- また、EEIの公開方法についても並行して検討を進めます。

種別＼議論内容	取捨選択	データフォーマット	ベンダー等ヒアリング	策定・公開
基本７情報	■	■	■	■
優先業務に必要な情報	■	■	■	■
（参考）その他業務に必要な情報	■	■	■	■

■：本日議論　■：第１回EEI WG後に実施（第２回EEI WGで議論）　■：年度内実施（あるべき姿WGでの議論）　■：次年度以降検討

参考：EEI公開方法の検討状況
次年度以降も含め、EEIは、業務単位で公開していく。このとき、業務間で重複する情報があってもその業務に必要なものは業務単位ですべて個別業務内でリストアップして公開する。個別業務内の分類としては、その業務でしか使わない項目と他の業務にも使う項目等に分類して体系的に整理する。

参考：優先4業務に必要な情報
自治体様式ベースの星取表

罹災証明書

内閣府 Cabinet Office

【罹災証明書申請様式の記入項目】

白いセル：必須情報
灰色セル：検討対象情報

		岡崎市	熊本市	七尾市	能登町	珠洲市	日田市
基本情報	世帯主の基本情報（住所、氏名）	○	○	○	○	○	○
	世帯主の連絡先	○	○	○	○	○	○
	世帯主の生年月日	○	○				
	その他の世帯構成員基本情報（住所、氏名）	○	○	○			
	窓口来訪者の基本情報(世帯主以外だった場合)（住所、氏名）	○	○			○	○
	窓口来訪者の基本情報(世帯主以外だった場合)（生年月日）	○					
	申請日	○	○	○	○	○	○
現在情報	連絡先住所	○	○			○	○
	電話番号	○	○				○
帳票固有情報（罹災証明書）	罹災年月日	○	○	○	○	○	○
	罹災原因・災害名	○	○	○	○	○	○
	被災住家の所在地	○	○	○	○	○	○

罹災証明書

内閣府 Cabinet Office

【罹災証明書の記入項目】

白いセル：必須情報
灰色セル：検討対象情報

		岡崎市	熊本市	七尾市	能登町	珠洲市	日田市
基本情報	世帯主住所	○	○	○	○	○	○
	世帯構成員（氏名、続柄、年齢）	○	○	○			
被害状況	罹災原因	○	○	○	○	○	○
	被災住家の所在地	○	○	○	○	○	○
	住家の被害程度						
	浸水区分	○		○		○	○
	住家以外の被害	○		○	○		○

【EEI案から対象外とした情報】

統一様式
- 申請者の郵便番号
- 住家の浸水被害区分（床上・床下等）/被害程度（全壊・大規模半壊等）

非統一様式
- 写真による被害区分の判定希望
- 住家以外の被害
- 罹災証明書の必要枚数/使用目的/郵送先（申請者、代理人）/交付方法
- 現地調査の希望・選択
- 自己判定方式の選択・合意
- 住家の被害状況
- 委任状（代理人・申請者の住所・氏名）
- 市事務処理欄（受付方法・場所・番号/本人確認書類/交付方法/受付窓口・担当者/受付日/判定方法/調査番号など）

被災者支援給付金申請書

内閣府 Cabinet Office

【被災者支援給付金申請書の記入項目】

白いセル：必須情報
灰色セル：検討対象情報

		岡崎市	熊本市	七尾市	能登町	珠洲市	日田市
申請届出様式	世帯主（または代表者）の基本4情報	○	○	○	○	○	○
	世帯主の個人番号	○		○	○	○	○
	被災した住宅の住所	○	○	○	○	○	○
	被災時の世帯構成員基本情報（氏名、生年月日、住所）	○		○	○	○	○
	被災世帯の電話番号	○	○	○	○	○	○
	申請者の氏名	○	○	○	○	○	○
	世帯主以外の申請理由	○	○	○	○	○	○
	申請日	○	○	○	○	○	○
	公金受取口座の利用有無			○			○
	世帯主の口座情報	○	○	○	○	○	○
	現在の住所	○	○	○	○	○	○
	現在の電話番号	○	○	○	○	○	○

被災者支援給付金申請書

内閣府 Cabinet Office

【被災者支援給付金申請書の記入項目】

白いセル：必須情報
灰色セル：検討対象情報

		岡崎市	熊本市	七尾市	能登町	珠洲市	日田市
申請届出様式	半壊解体・敷地被害解体の理由	○	○	○	○	○	○
	添付書類（罹災証明書、住民票）	○	○	○	○	○	○
	添付書類（解体証明書、敷地被災証明書、長期避難世帯証明書）	○		○	○	○	○
	被害程度の変更有無・前後区分			○	○	○	○
	対象災害名・発災日	○	○	○	○	○	○
	世帯員数（単数/複数）		○				
	住宅の被害状況の確認・認定（全壊/半壊解体等）		○				
	解体状況の確認		○				

【EEI案から対象外とした情報】

申請届出様式

- 世帯主以外の申請理由
- 世帯主と申請者の関係
- 申請回数/支給番号
- 現在住所の郵便番号/現住所が被災住所と同じか
- 支援金に関する情報（基礎支援金、加算支援金、世帯人数区分）
- 市町村確認欄（支援法人の受付欄、自治体担当部署、添付書類確認（預金通帳の写し・契約書の写し）、個人番号に係る本人確認欄）
- 現住所・振込先口座が前回申請と同じか

避難所名簿業務

内閣府 Cabinet Office

【避難者カードの記入項目】

白いセル：必須情報
灰色セル：検討対象情報

		岡崎市	熊本市	七尾市	能登町	珠洲市	日田市
基本情報	世帯主（または代表者）の基本4情報	○	○	○	○	○	
	その他の来所家族の基本4情報	○	○	○	○		
	避難所名	○	○	○	○	○	
	世帯主（または代表者）の連絡先	○	○	○	○	○	
	入退所日	○	○	○	○	○	○
属性情報等	世帯主・代表者区分	○	○	○	○		○
	国籍					○	
	家屋の被害状況	○	○	○	○	○	
	乳幼児						
	妊産婦	○	○				○
	要介護						○
	障がい	○	○				
	アレルギー	○	○				○

避難所名簿業務

内閣府 Cabinet Office

【避難者カードの記入項目】

白いセル：必須情報
灰色セル：検討対象情報

		岡崎市	熊本市	七尾市	能登町	珠洲市	日田市
健康状態	病気・怪我の有無	○	○	○		○	○
	かかりつけ医					○	
避難後	帰宅条件・滞在理由		○			○	
	家族の避難状況・行方不明			○		○	
	転出・退去先住所		○	○	○		
	転出・退去先連絡先			○	○		

【EEI案から対象外とした情報】

基本的な情報

- 避難区分(避難者・在宅被災者等)
- 家屋のライフライン被害
- 続柄
- 血液型
- 協力できること(職業・資格・特技)
- 入所・退所時刻

属性情報

- 家族・同居人の数
- ペット(種類・名前・同伴の有無)
- 言語
- 食糧・物資の要否
- 安否確認の公開可否
- 情報公開範囲/個人情報提供同意
- 自主防災組織・町会/自治会名
- 自治会・町内会への加入有無
- 自家用車の情報